

平成12年度新得町各会計歳入歳出
平成12年度新得町水道事業会計
決算特別委員会会議録

開 会 平成13年9月13日

閉 会 平成13年9月19日

新 得 町 議 会

第 1 日

決 算 特 別 委 員 会
平成13年9月13日(木) 第1号

付託議件名

認定第1号 平成12年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成12年度新得町水道事業会計決算認定について

出席委員(16人)

委員長	千葉正博	副委員長	廣山麗子
委員	藤井友幸	委員	廣吉川幸一
委員	宗像一	委員	松本諫男
委員	菊地康雄	委員	齋藤芳幸
委員	金澤学	委員	石本洋
委員	古川盛	委員	松尾為男
委員	渡邊雅文	委員	黒澤誠
委員	高橋欽造	委員	武田武孝

○欠席委員(なし)

委員外(2人)

監査委員 川見久雄 議長 湯浅亮

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 佐々木裕二

◎佐々木裕二議会事務局長 初の各会計並びに水道事業会計決算特別委員会でありますので、町議会委員会条例第7条第2項の規定により、本委員会の委員中、年長であります、石本洋委員に臨時委員長をお願いいたします。

◎石本洋臨時委員長 年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

開会及び開議の宣告

◎石本洋臨時委員長 ただいまから、各会計並びに水道事業会計決算特別委員会を開会いたします。

(宣告 11時00分)

委員長の互選

◎石本洋臨時委員長 これより、委員長の互選を行います。
お諮りいたします。

委員長の互選については、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎石本洋臨時委員長 異議なしと認めます。
よって、指名推薦の方法によることに決しました。

◎石本洋臨時委員長 暫時休憩いたします。

(宣告 11時01分)

◎石本洋臨時委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時02分)

◎石本洋臨時委員長 それでは、指名推薦については、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎石本洋臨時委員長 異議なしと認めます。
よって、臨時委員長である私から指名することに決しました。
それでは、委員長に千葉正博委員を指名いたします。
ただいまの指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎石本洋臨時委員長 異議なしと認めます。
よって、千葉正博委員が委員長に選ばれました。
それでは、ただいま選ばれました委員長と本席を交代いたします。

(就任あいさつ省略)

副委員長の互選

◎千葉正博委員長 副委員長の互選を行います。
お諮りいたします。

副委員長の互選については、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎千葉正博委員長 異議なしと認めます。

よって、指名推薦の方法によることに決しました。

◎千葉正博委員長 暫時休憩いたします。

(宣告 11時03分)

◎千葉正博委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時04分)

◎千葉正博委員長 それでは、指名推薦については、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎千葉正博委員長 異議なしと認めます。

よって、委員長である私から指名することに決しました。

それでは、副委員長に廣山麗子委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎千葉正博委員長 異議なしと認めます。

よって、廣山麗子委員が副委員長に選ばれました。

19日は、午前10時から議場において、本委員会に付託されております各会計並びに水道事業会計決算の審査を行いますので、全委員の出席をお願いいたします。

散会の宣告

◎千葉正博委員長 これをもって、本日の各会計並びに水道事業会計決算特別委員会は散会いたします。

(宣告 11時05分)

第 2 日

決 算 特 別 委 員 会
平成13年9月19日(水) 第2号

付託議件名

認定第1号 平成12年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成12年度新得町水道事業会計決算認定について

出席委員(16人)

委員長	千葉正博	副委員長	廣山麗子
委員	藤井友幸	委員	吉川幸一
委員	宗像一	委員	吉松本諫男
委員	菊地康雄	委員	斎藤芳幸
委員	金澤学	委員	石本藤洋
委員	古川盛	委員	石松尾為男
委員	渡邊雅文	委員	黒尾澤武誠
委員	高橋欽造	委員	黒田武孝

○欠席委員(なし)

○委員外(1人)

議長 湯浅亮

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄
教育委員会	委員長	小笠原一水
監査	委員	吉岡正雄
監査	委員	川見久雄

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木政輝
収入	役	清水輝男
総務課	長	畑中栄和
企画調整課	長	長尾正
税務課	長	秋山秀敏
住民生活課	長	高橋昭吾

保 健 福 祉 課 長	浜 田 正 利
建 設 課 長	村 中 隆 雄
農 林 課 長	齊 藤 正 明
水 道 課 長	常 松 敏 昭
商 工 観 光 課 長	西 浦 茂
児 童 保 育 課 長	富 田 秋 彦
老 人 ホ ー ム 所 長	長 尾 直 昭
屈 足 支 所 長	田 中 透 嗣
西十勝消防組合新得消防署長	貴 戸 延 之
収 納 対 策 主 幹	木 俣 正 則
庶 務 係 長	鈴 木 貞 行
財 政 係 長	佐 藤 博 行

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	阿 部 靖 博
学 校 教 育 課 長	加 藤 健 治
社 会 教 育 課 長	高 橋 末 治

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長	小 森 俊 雄
---------	---------

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	佐 々 木 裕 二
書 記	桑 野 恒 雄

会議の宣告（各会計）

◎千葉正博委員長 本日の欠席届け出委員はございません。全員の出席でございます。ただいまから、各会計決算特別委員会の会議を開きます。

（宣告 10時00分）

新得町各会計歳入歳出 総括質疑

◎千葉正博委員長 本委員会に付託されました認定第1号、平成12年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

ただいまから決算審査に入ります。

最初に付属資料、監査意見書等も提出されておりますので、一般的・総括的質疑をお受けいたします。

それから歳入歳出決算書の審査に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎千葉正博委員長 議事に入る前に、委員長からお願いがあります。

質疑、答弁は簡明、簡潔に行うように。また、質問は1項目につき3回までとして進めたいと思いますので、皆様がたのご協力をお願いいたします。

それでは、総括事項についての質疑をお受けいたします。高橋欽造委員。

◎高橋欽造委員 委員長のお話のように簡潔に質問をさせていただきたいと思えます。新得町は斉藤町長のリーダーシップのもと、経常収支比率道内で4番目というたいへん名誉あるですね地位にランクされて、それが公表されたわけでありませう。

なぜか一番最後のところの神恵内村にですね、我が文教福祉常任委員会、来月の3日から5日にかけて訪問をさせていただきたくわけでございます。そこで、簡潔にということでございますので、あまり長々としゃべれないんですけども、こういうように出ますとですね、町民がどのようなですね、何をどういう具合に違うのかなというところを私は知らないんですね。

それで、今度神恵内村に行ったらですね、どこがそういう収支比率のいい所と悪い所の違いがあるのかなということの研究してきたいなと思えますけれども、町長どうでしょう、その質問に対してお答えをお願いいたします。

◎千葉正博委員長 斉藤町長。

◎斉藤敏雄町長 ただいまの高橋欽造委員のお話は、確か昨日発売になりました「財界さっぽろ」の記事に載っていた事項かなと考えております。

その中で今ご指摘にありましたように、本町の経常収支比率はおかげさまで全道で町村では第4位にある、67パーセント台だと思いました。

これは、簡単に申しますと行政コストといいましょうか、いわゆる経常収支比率が低いということは、その分だけ投資的事業に回せる財源があると、こういうことだということのように考えております。

したがって、経常収支比率が100までいってしまいますと、新規事業はたぶんほとんどできないのではないのかと、もしするとすれば、それはもしかして基金を留保していれば、それを取り崩して新規の事業に充てる。あるいはまた、新たな起債を起こしてですね、それによって新規事業に投資をしていくと、こういう現象になるんだろうと考

えております。

したがって経常収支比率が100パーセントないし、100パーセントを超えているところもあるわけでありまして、それは通常の維持管理といいたし、もちろん人件費その他の費用すべて含めてでありますけれども、新たなものに取り組むための財源がねん出できないと、こういう状況だと考えております。

したがって、私どもは今後ともですね、経常収支比率が高くない最善の努力をしていきたいと、そのように考えております。

しかし今日、私どもが置かれている立場というのは、地方交付税をはじめとして、いわゆる一般財源そのものが圧縮をされていくと、こういう状況下にありますので、したがって固定経費が変わらない限りはですね、これは必然的に経常収支比率は上がらざるを得ないと、こういう状況になるかと考えております。

したがって、たいへん厳しい時代でありますので、今後とも財政運営にはですね、より気を引き締めながら、いっそうの努力をしていきたいとそのように思っております。

◎千葉正博委員長 高橋欽造委員。

◎高橋欽造委員 本当にたいへんな財政通と聞いておりますし、ご努力はたいへんなものだなと思っております。

ただ、私は決して反対するものではございませんけれども、少なくとも、助役さんや収入役さんもその一翼を担ってですね、この財政健全化に向けてご努力をされたと思うわけでございます。

残念ながら、この度今月いっぱいをもって収入役さんが退任をされるわけなんです、その後町長の方針としては、当分の間、そのポストは置かないというご方針、それは私も決して拒むものではございませんけれども、そういった面で、ギャップが出てこないのかなという心配もしないわけではないんですが、その辺については大丈夫なんでしょうか、お伺いいたします。

◎千葉正博委員長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 お答えをいたしたいと思っております。

収入役そのものの配置をしないということでありまして、それに代わる職務代理者を配置をしてですね、収入役の業務に万全を期していきたいと、そのためには今検討いたしておりますのは、若干の人事なりですね、あるいは職制の上で実質的にそれを担当する職員の体制というふうなものを、それ以後遺漏のない体制をとってですね、収入役の職務代理をしてもらうというふうなことを現在検討中でありまして。

既にご承知かと思っておりますけれども、全道的にも36ほどの町村で収入役を置いていないところがございます、それはただいま申し上げましたようなそれ以後のアフターケアというものに万全を期してですね、遺漏のないように進めるとこういうかたちで取り進めておられる状況をいろいろ聞かせていただきながら、本町においてもそうした体制をとっていきたいと、そのように考えております。

一般会計 歳出 第1款 議会費・第2款 総務費

◎千葉正博委員長 それでは、歳入歳出決算事項別明細書に入ります。

最初に一般会計の歳出から入りますが、事項別明細書のページ数を申し上げますのでそれによってご発言を願います。

なお発言される際は「何ページの何々」ということを併せて申し上げます。

それでは66ページをお開きいただきまして、66ページから95ページまでの第1款、議会費及び第2款、総務費全般についてのご発言をください。藤井友幸委員。

◎藤井友幸委員 総務費の関係で3点ほど伺います。

69ページの職員手当の中の時間外手当の関係について、まず1点目でございます。この関係につきましては、毎年出ているわけでございますけれども、おおよそこれ何名分が該当されているのか伺いたいと思います。

それから2点目でございますけれども、71ページの9節の研修旅費でございますけれども、117万7千900円が支出されてございます。この研修の内容について伺いたいと思います。

それから、3点目でございますけれども、73ページ負担金及び交付金の中の十勝インターナショナル協会10万円、この事業内容、私不勉強で分かりませんので、お知らせをいただきたいと思います。それと加入するメリットと申しますか、どのようなメリットがあるのか併せてお願いをいたしたいと、以上3点よろしくお願いたします。

◎千葉正博委員長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。

時間外勤務手当ですが、管理職を除く一般職員が支給の対象となっておりますので、120名のかたが支給の対象となっております。

それから、研修の関係でございますが、この研修の旅費につきましては、各研修施設の派遣の旅費でございます。自治大学校を始め江別の研修所、それから北海道町村会を取り組んでおります土曜講座、十勝町村会の新採用とか中級・初級職員の研修とか、延べにしまして30名を派遣いたしております。

それから、十勝インターナショナル協会のご関係でございますが、この協会につきましては、十勝地域における国際化を進めるとともに、開かれた地域づくりを目指して国際交流、国際協力の推進とか、国際感覚の優れた住民を育成するというを目的に設置されております。

事業内容といたしましては、国際交流とその協力事業の企画・実施に関する事とか、外国人との交流の場を提供するとか、それから、国際化に関する情報の収集とか提供などが行われております。

管内の会員につきましては、十勝管内の国際交流団体、それから自治体、経済団体、教育団体、研究機関等が会員になって活動をされておまして、そのメリットであります。新得町にも英語教師をはじめですね、クラブメッドにも外国人のかたがいらっしゃいますので、具体的にはメリットは押さえておりませんが、情報の提供などあるのではないかというふうに思っております。

◎千葉正博委員長 藤井友幸委員。

◎藤井友幸委員 1点目の時間外手当でございますけれども、考え方としてですね、今後、私逆に計算してみますと、基本給の約5パーセントぐらいが、各幼稚園にしても教育委員会にしても、老人ホームにしても5パーセントぐらいが時間外手当ということで予算化され、それが執行されているわけですが、今後、決して金を減らせていうんでないんですけれども、この金額がですね、今後増えていくものなのか、減るものなのか。これはですね、例えば職員をどんどんどんどん減ってきますと、それだけの分はなんらかのかたちで、そういう時間外手当のほうにいくものか、時間外手当を減らすことによって、例えば、臨時職員でもって対応するのか、いろいろあるわけですが

も、その辺をですね今後どういう考えでいるのか伺いたいと思います。

それから、2点目の研修ですけれども、今後私はですね研修というのはやっぱり積極的にやっていますね、職員の資質向上をし、そして知識を広め、新得町の発展につながるものかと思ってございます。

お聞きしますと30名ということでございますけれども、少なくともですね半分以上のかたは、毎年なんらかの研修を受けるという方向ができないものかと思ってございます。以上お答えいただきたいと思います。

◎千葉正博委員長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。

まず1点目の時間外勤務手当の関係ですが、前年度に比べまして減少をいたしております。

近年パソコンも導入いたしておりますし、事務の能率化も図られていると思っております。

今後ともですね、時間外手当のアップにならないように効率的な仕事に努めさせていきたいというふうに思っております。ただ、昇級とかベアとかありますので、必ずしも極端に下がっていくというふうには、ならないのではないかとこのように思っております。

それから、研修の関係ですが、研修につきましては直接仕事に関係のある研修とか、また、間接的に例えば政策能力とか、政策法務能力とか後、管理能力とかそういう資質向上と申しますか、そういう研修にも派遣をさせております。

半分ぐらい研修させたらどうだという話なんですけど、派遣研修につきましては、お金の関係もございまして、それ以外に役場に講師を招へいいたしまして、そういう研修も昨年度においては3回実施しておりますので、その中で極力研修を受けれるようにしてまいりたいというふうに思っております。

◎千葉正博委員長 廣山麗子委員。

◎廣山麗子委員 81ページの19節、下のほうにあります地方生活バス路線維持ということで伺いをしたいと思います。

利用状況が減っているということで、バスの便が減ってしましまして、金額的には二百何万円の減額ということになりましたけれども、この利用者の影響が非常に大きいものがありまして、皆さんそれぞれに不安を感じて生活しております。

ということは今まで新得の病院に通われるかたが、朝一番のバスで行きまして、帰り昼前に帰りのバスがあったんですけれども、病院終わりまして、今1時43分でなければ新得から出ませんので、その間、お昼時間を抱えておにぎりを持って駅の中で食べたり、食べるにしても食べる場所でないの、待合室で食べてる中でやっぱりたいへん気持ち的になんていうんですか、不安な状態というか、落ち着ける状態ではないということ。また、食堂に行くにしても、行ってる人もいますけれども、行くにしてもそれなりのお金がかかる。

そういった中で、そういうお話を聞きながら、ある分についてはボランティアの中で電話をいただければ、迎えに行く方策をとっておりますけれども、一人や二人ではないんです。結構なかたがいらっしゃいますので、この時間的な問題ですね。1時43分。また福祉バスを緩和していただきまして、2時半ということなんでね、午前中に病院に行ったかたが帰ってこれるような増便っていうんですか、時間の変更やなんかできないものか伺いたいと思います。

◎千葉正博委員長 長尾企画調整課長。

◎長尾正企画調整課長 お答えいたします。

バス事業に関しましては、規制緩和の流れの中で乗合バスの自給調整規制が来年の2月から廃止されます。このことによりまして、国のバス事業に対する補助金が広域的、幹線的な路線以外は打ち切られることとなります。

十勝でいいますと、複数市町村にまたがりまして、かつ、帯広乗り入れのバス以外は補助金が打ち切られることとなります。

また、道は複数の市町村にまたがる路線についてのみ支援をするといった内容でございます。

いずれにいたしましても、市町村の負担が増えてまいりますので、基本的に考えといたしましては、通学・通院等で利用される便は町が支援いたしまして確保していきたいというふうに考えております。また、乗車人員が少ない便は廃止を含めて見直しをしていきたいというふうに考えております。

ご質問がございました、屈足の午後の便のバスの関係でございますが、現在バス会社と協議中でございます。できるだけ、希望に添って12時ぐらいに運行したいとは考えておりますが、バス会社の都合もちょっとあるようでございますので、もう少し詰めてみたいというふうに考えております。

◎千葉正博委員長 廣山麗子委員。

◎廣山麗子委員 時間の変更ができるような方策の中で、よろしくお願ひしたいと思ひます。おおかた高齢者なんですけれども、夫婦2人暮らしで運転ができないかた、自家用車を持ってないかたいらっしゃいます。

また、家族があつても働いている中で、家族に送っていただくということは、高齢者にとつても非常になんていうんですか、申し訳ないという気持ちからですね、なんとか自分で行こうという気持ちがあるわけなんです。

自立っていうことを考えたときに、自立したくてもそういった確保ができなければ、なかなか自立したくても、人のお世話にならなくてはいけない。そのことが気持的に心地よさを損なわれるっていうんですか、そういった部分がありますので、地域福祉全般に考えたときに、そういう心の配慮をしていただきながら、なんとかこの時間変更をしていただければと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎千葉正博委員長 その他。吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 2点お伺ひをします。

屈足支所85ページ支所が載っておりますので、この、支所のことについて、先般、人事異動で屈足の支所には支所長と係長さん2人、パートの人1人。係長2人配置していただくなんていうのは、本当に町長は屈足のことを思ひてくれるんだなと、このように思ひておりました。

ところが、1人は、ずっと経過を見ていますと、やっぱり保健婦さん兼務で、行政では保健婦さんと事務と何対何の割合で考えて係長1人、職員の代わりに回していただいたのか分からないですけども、屈足の支所に行きまして、まず人数が減ったなど。他の人はいっしょうけんめいやっているけれども、入って寂しさがあります。

常に今までは、3人窓口に座っていたのが、保健婦さんだから訪問看護で忙しいものですから、窓口には2人ないし1人しかいないという状態が続いております。

これ、もとのようにですね、保健婦さんは屈足地区には必要と。そしたらもう1人職

員は必要と。このお考えがあるのかないのか、私ずっと見てまして少し屈足のほうに人員の配置が少ないのではないかなとそのように思っております。ご答弁願いたいと思います。

また、総務課長にお伺いをいたします。総務課長にお伺いをするわけですが、A議員がなにかを頼んだと、それができなかつた。それをA議員はこういうことを言ったと。

B議員になにかを頼まれた、それはやらなかつた。だが、B議員はこういうことを言っていると。これは議員をやゆしているのか、議員をばかにしているのか。

それから、自分の位置をどのような感覚で置いてられるのか、ご答弁願いたいのと、言っているいいことか悪いことなのかっていう返事をもらいたい。

◎千葉正博委員長 鈴木助役。

◎鈴木政輝助役 お答えを申し上げたいと思います。

支所の職員の体制でございますが、4月から係長2人体制をとりました。かねてから、住民のかたの健康管理ということにつきましては課題が相当ございましたので、新得町のエリア、あるいは上佐幌・佐幌地区のエリア、そして屈足のエリアという見方をしていきますと、屈足に保健婦が常駐することによって、町民のかたの健康の増進に役立つという考え方で、4月に異動をさせたわけでございます。

仕事の中身は、保健婦業務と一般事務的なものも含めて仕事をしていただくということになっております。

現在の状況をお聞きしますと、基本的には保健婦を1名常駐することが、最終的には効果として出てきているのではないかというふうに考えておりますし、これからも更に町民のかたが気楽に支所のほうにいられて保健婦と相談することができるのではないかというふうに考えております。

そこでご質問の事務の仕事につきましては、私ども本庁と支所との間の事務の合理化によりまして、少しでも軽減することが可能ではないかというものが、実際戸籍の電算化を含めて実施をしております。雰囲気的に常時3人にいるということでございますけれども、そういった不便さについては、私ども十分配慮するように、必要に応じて公務補を1名あそこに配置をしておりますので、時間の許す限り事務所のほうに座っていただくような連絡を取れる体制だけはとっていただいております。

そこで事務の停滞、事務量を含めて考えていきますと、当分この体制は続けていきたいというふうに考えておりますし、新たに1名事務職を増やすという考え方は今のところ考えておりませんので、ご理解をしていただきたいというふうに考えております。

◎千葉正博委員長 暫時休憩をいたします。

ただいま吉川委員のほうから発言のありました、畑中総務課長に対する質問につきましては、決算委員会とかけ離れておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

それでは、休憩のまま控え室で討議をいたします。

(宣告 10時29分)

◎千葉正博委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時05分)

◎千葉正博委員長 さきほどの吉川委員から質問がありました、2項目目につきまして

は提案を取り下げさせていただきます。吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 委員長の今の言い方は、同じ委員会ですから、最大限私は委員長の言うことを聞いたつもりでありますけれども、取り下げさせていただいて一方的に言われるのはいかがなものかなど、質問内容が個人的な言い方になって今回はやめてくれっていうから、今回はやめてくれっていうから私はやめただけの話で、そういう言われ方は私したくないと思っております。

議事録に載るのか載らないのか分からないけれども、私は載って結構だと思っております。最後の補足部門で、職員の資質のところでもた改めて町長に聞いていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくをお願いします。

屈足の支所の問題に入ります。助役さんのご答弁で、人数は屈足の支所にはおります。3人って言ってますけれども、ここずっと予定はないって言われたら、確かにいっしょけんめいやっていてですね、今の支所の雰囲気は最高の雰囲気を持っております。

ただ、窓口に一人二人みんな忙しいですから、人員は4人いるっていても、窓口で1人しかいないとき多々あります。それは職員の人がいなくてパートの人が1人というときも多々あります。果たして2,000人のいる、人口登録2,000人登録しているところで、パソコンができ、機械ができ、簡素化ができてこれでも支所の体制がいいのかどうなのか。経費節減、それからやれないことはないと思っているかもしれんけれども、私は保健婦さんが屈足に来て、全体の家を回っていただく、ものすごい配置で喜んでおります。

ただ、支所長も忙しい係長も忙しい、本当に忙しいんです。2,000人の所ですから、それで4人配置しますよって、ただ人数言われたって毎日こうやってみていたらですね、みんなそれぞれ忙しいんですから、ここで人件費1人配置するのがですね、無駄か無駄でないかっていったら、私は支所のことを思えば、もう1人は配置していただきたい。

これは、いつでも町長なら、できると思いますけれども、まだ、助役さんの言葉を最大限にですね、そして当分様子を見たいと。様子を見た中で、やっぱりこれは1人配置をしなければいけないなっていうふうな、お考えになっていただきたいと思っておりますけれども、ご答弁願います。

◎千葉正博委員長 鈴木助役。

◎鈴木政輝助役 お答えを申し上げたいと思っております。

ご指摘された部分につきましては、人口だけ2,000人ということをお考えすると、確かに4人という数字では少ないのははっきりしております。

ただ、業務上においては、支所の業務そのものが全部にわたってですね執行することにはなっておりませんので、当面窓口という取り扱いですから、本庁と支所との連携がうまくいけば、現体制では十分事務はこなしていけるというふうに考えております。

これまでも、屈足地域の振興にありましては、屈足支所長含めて本庁においても関係する課が集まって対策を講じるということが、たびたび行われております。こういったことを考えていきますと本庁と支所がうまく連携をとっていけば住民の皆様には、ご迷惑をおかけすることがないというふうに考えております。

将来的にどうなのかっていうことでございますが、更に人口が増えまして新たな課題が出てきたときにはですね、支所という体制をもう一度考え直す時期が来るのかもしれ

ます。

◎千葉正博委員長 長尾企画調整課長。

◎長尾正企画調整課長 お答えいたします。

高規格道路につきましては、現在用地の確定測量、立木調査等を実施しております。現在国では特殊法人の改革が進められようとしております。その中で、高速道路につきましては、なかなか先が見えない状況でございます。

一方、夕張新得線につきましては4市町村で期成会をつくりまして、北海道の建設部、札幌土現、帯広土現並びに帯広土現の鹿追出張所に要請いたしているところでございます。

現在のところはなかなか厳しい状況でございますが、引き続き要請してまいりたいというふうに考えております。

夕張新得線が難しい要因といたしましては二つほど考えられます。一つは夕張新得線自身が、高速道路とほぼ並行して走ること。二つ目としましては、費用対効果その面であまり効果が出ないのではないかというふうに見られております。

いずれにしても厳しい状況でございますが、重ねて要請してまいりたいというふうに思っております。

◎千葉正博委員長 松尾為男委員。

◎松尾為男委員 今までの道道の関係についてはですね行政報告で、要請に行きましたとか、協議しましたとかいう報告は町長から受けてますけれども、どういう内容でですね協議をし、更に要請事項についてもですね、具体的な要請の内容についてもですねお伺いしたいということだったんですよ。

ちょっとちなみにですね、先般南側の落合のほうで、開校記念がありましてですね行った時に、たまたま、占冠の議員さんがですね、同窓生なものですから、ちょっと道道夕張新得線のことについてですね、ちょっと話したらですね、「いや、あれは南富良野さんのほうで反対しているから」という言い方したんですよ。僕は期成会は入りまして町長が替わって積極的に今の町長さんはやっているはずですよって言ったんですけども、なにかそこら辺はですね、期成会で各町でありながら、温度差がすごいんですね。議員さんの中でも。そういった面を含めてですね、協議だとかそれから要請の内容っていうものがですねきちっとどういうもの、どういう要請のされ方しているのかお聞きしたいなと思ったんですよ。

◎千葉正博委員長 長尾企画調整課長。

◎長尾正企画調整課長 要請の内容でございますが、期成会といたしましては、串内牧場から新得にかけての道路、それを優先的にやっていただくように要請いたしております。

今お話しございましたように、南富良野の議員さんで、ちょっと一部反対のかたがいらっしゃるというお話しでしたが、南富良野に聞いてみますとほんの一握りの議員さんが、そういう意見を述べておられるということはお聞きしております。

全体的には特に反対という感じはないのかなというふうに思っております。

◎千葉正博委員長 斉藤町長。

◎斉藤敏雄町長 主要道道夕張新得線の問題でありまして、これは本町の将来にとっても、また、道東と道央を結ぶ最短距離の路線というふうなことで、この効果っていいでしょうか、それも非常に高いものがあるというふうに私ども考えておりまして、4市町

村でつくっている期成会で、毎年度ですね、さきほど企画課長が申しあげましたように、陳情を重ねております。

それと同時に、私ども身近な帯広土木現業所を含めて、日常普段的にお願いを申しあげているところであります。

道のこの夕張新得線に対する、基本的な認識としてですね、将来に向かって必要な道路という必要性は認めているんですよ。しかし、当面ですねご承知のように高速道路がいずれ着工の段階を迎えておりまして、それと並行して工事を進めるってことに対する困難性、それからまた、このかかる費用がですね、おおよそ200億円程度というふうなことでありまして、それだけに、今、道の財政そのものが最近の新聞にも出ていましたように、毎年度1,000億円以上の財源不足と、したがって新規のですね大型のプロジェクトになかなか着手できないというふうなことで、一定金額以上の新規事業については、道はそれに手を付けないと、抑制をしていくとこういう姿勢を出している中であります。

したがって、国全体の置かれている状況、それからこれから先、高速道路が特殊法人の見直しの問題もあって、あるいはまた、国の財政改革の問題もありまして、それがどういうふうに移っていくか、私どもなかなか展望が開けないわけですけども、しかし、規定方針どおりやられるだろうと、また、やっていただくようにそちらもお願いをしていかなければならないと、そういう非常に時代背景がですね、厳しい時期にあるだけに、もうちょっと様子を見ていきませんか、なかなか、今一挙に着手をするという状況下でないことだけは、実際の要請をした感触であります。

しかし、その必要性については道は十分認識をしているというふうに、私どもも受け止めておりますので、したがって期成会としては、今後も要請を続けていきたいと思っております。

それから、一部町村で反対もあるんでないかっていう話しであります、しかし、それは町としての反対の姿勢ではございませんので、そういう面では私は支障はないのではないかと考えております。

それから、この路線を考える場合に札幌土現、旭川土現、帯広土現と三つにまたがっているわけでありまして、それぞれ沿線町村でつくっている期成会の、それぞれ属するところがですね、それぞれの土現にも要請をいただいているという経過もございます、少なくとも占冠側といいましょうか、旭川土現管轄あるいは夕張方角の、ダムとの関連の札幌土現と、こちらのほうでは主要道夕張新得線の沿線上において、工事が進んでいるということでもありますので、われわれとしてはなんとしてもそれを十勝側につないでもらいたいというふうに考えているところであります。

一般会計 歳出 第3款 民生費

◎千葉正博委員長 次に進みます。96ページ上段から117ページ下段までの第3款、民生費全般についてご発言ください。藤井友幸委員。

◎藤井友幸委員 109ページの17節、公有財産購入費ですけども、委託料から16万7千円を流用してですね、当初予算になかったんですが、公有財産ということで購入しているわけでございますけれども、公有財産っていうのは、普段普通は土地だとか建物なんです、これは何を16万7千円を買ったというか、購入したのかお知らせをいただきたいと思えます。

◎千葉正博委員長 浜田保健福祉課長。

◎浜田正利保健福祉課長 お答えいたします。

ここでの支出につきましては、昨年の4月以降デイサービスが開始をしました。その段階でですね、浴槽の部分で安全防止上必要な部分が出てきたということで、手すりを付けました。

それらにつきましてですね、財政係と協議をした結果、公有財産購入費の支出が正当ということで、17節で支出をしております。

◎千葉正博委員長 藤井友幸委員。

◎藤井友幸委員 この財政係がそういう科目がいいということなんでしょうけれども、普通はなんていうのか、従物っていうかですね、そういうふうな解釈をするから公有財産でないのか。

よく言えば、単体であれば備品というような感じもしないわけでもないわけですが、それでそういう処理が正しいのか、正しいんだからそういうふうになっているんでしょうけれども。

それともう一つですね、当初そういうことがですね、デイサービス後からやったっていうんだけど、それは、既に3月前にそういうことやるよっていうことは計画されていたと思うんですよね、ですから、当初にこれは上げるべきではなかったかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

◎千葉正博委員長 浜田保健福祉課長。

◎浜田正利保健福祉課長 まず、当初の考え方なんですけれども、藤井委員がご指摘のとおり、かなり予想しうる部分については、予算措置をしてきたつもりなんですけれども、実際始まった段階で事業者である厚生協会のほうと協議をしていく中でですね、どうしてもやっぱり安全上必要ということで、緊急度を考えまして、流用をして予算措置をしたというのが流れです。

◎千葉正博委員長 長尾企画調整課長。

◎長尾正企画調整課長 お答えいたします。

公有財産の考え方でございますが、建物と一体となる物を造った場合、公有財産という解釈をしております。ほかには、換気扇とかそういう物が考えられます。

一般会計 歳出 第4款 衛生費・第5款 労働費

◎千葉正博委員長 次に進みます。116ページ下段から131ページ下段までの第4款、衛生費及び第5款、労働費全般についてご発言ください。藤井友幸委員。

◎藤井友幸委員 121ページですね、負担金及び補助金でもって、清水日赤病院に人工透析の整備事業として1,000万円を支出しているわけでございますけれども、現在ですね、新得町から何名のかたが利用しているのか分かりましたらお知らせをいただきたいと思っております。

◎千葉正博委員長 浜田保健福祉課長。

◎浜田正利保健福祉課長 本年4月2日に透析センターがオープンしまして、新得町総数で患者さんの数が12名、私どもで把握をしております、そのうち、日赤のほうに通っているのは現在7名というふうに聞いております。

なおですね、更に待機のかたが3名いるというふうに聞いております。

◎千葉正博委員長 藤井友幸委員。

◎藤井友幸委員 今7名ということですがけれども、今後増える可能性っていうのはあるかないか、分かりましたら。

◎千葉正博委員長 浜田保健福祉課長。

◎浜田正利保健福祉課長 患者の数は、今のことを考えると増える傾向にあります。

しかしですね、センターの体制上ですね今現在1回転しかできないのが現状であります。今後ですね職員体制を完備した中で、2交代、1日2回できるようになればですね、今現在、待機3名現実にいらっしゃるんですけども、こういったかたたちの対応にもできていくということで、現在は職員体制の整備待ちというのが現状であります。

◎千葉正博委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

一般会計 歳出 第6款 農林水産業費

◎千葉正博委員長 次に進みます。130ページ下段から155ページ上段までの第6款、農林水産業費全般についてご発言ください。高橋欽造委員。

◎高橋欽造委員 1点お聞きしたいと、2点か。

先般、農道空港の問題で、衆議院の先生がたがお越しになったようでございますけれども、そのときの総評といったらおかしいんですけども、どういってお話しがあったのかもしあれでしたら、お聞かせいただきたい。

(「今度、25日」の声あり)

まだですか。25日、失礼いたしました。では、それはそのときで結構でございます。

次にですね、152ページの水産業費というところでですね、これまたまたですね、監査委員のを見ますというと、29万円の配管破損があったと。これは、需用費に充当して町が修理すべきものと思われるというように、監査委員の意見がされているんですね。この事業は実際、どのような今、状況にあるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

◎千葉正博委員長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 お答えいたします。

新得漁業生産組合のほうにですね、事業を委託、淡水魚養殖センターを委託して事業を推進いたしております。

それで、委託料については特別財産を貸し付けして事業を推進していただくということになっております。それで、事業の内容といたしましてはですね、魚の卸売り、それから魚の小売り、それから釣り堀、それから刺身等にしての加工、それから町からの委託のふ化事業、そういう事業を実施いたしております。

さきほどの充用の29万円の関係でございますけれども、本来委託契約におきましては、維持管理及び営繕修繕に関することは、受託者側の修理ということになっておりましたけれども、私たちは維持とか修繕の範囲内だということで、この補助金のほうに充用いたしまして、運営費の中で修理をしていただくというふうにしたわけですが、監査委員さんのご指摘ありましたように基幹的部分であるので、町で修繕するのが妥当でないかというご意見をいただいたところであります。

今後十分注意して執行していきたいというふうに思っております。

◎千葉正博委員長 高橋欽造委員。

◎高橋欽造委員 この施設はですね無償で確か貸与しているわけですね。そして、委託

料も300万円近くというなかたちの中ですね、それほど町がなんでもかんでも、おんぶにだっこさせてあげなければいけないのかな。もうちょっと自主性を持たせるべきでないのかなというように考えるんですけども、いかがでしょうか。

◎千葉正博委員長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 今年度の組合の決算におきましても、実質的には当期利益剰余金というのは本当にわずかで、万円単位という状況で、経営そのものはですね、どちらかというと厳しい状況にあるものですから、こういうことで町のほうから運営費として助成をして、それをもって修理していただいたというわけなんですけれども、今の状況でいきますと、釣り堀とか刺身とかそういうものを作っておるわけなんですけれども、なかなか販路が拡大していかないという問題もありまして、売り上げが横ばい状態ということで、毎年経営的にはとんとんで終わっているというような状況でございます。

今後、どういう方向で販路を広げていってそういうものを、組合のほうともよく相談をしていきたいというふうに思っております。

◎千葉正博委員長 高橋欽造委員。

◎高橋欽造委員 組合といますから、おそらく何十人も使っておられるのかなと思っているんですけども、わずか組合長さんお一人でなにかおやりになっているんですか。

そんな中ですね、あまり事業として効果的ななんていうんでしょうか運営をしていたかなければですね、いつも町が持ち出しをしなければならぬようなことになるのではないかなと、これからはなかなか厳しい財政になっていくわけですから、こういう点も改めていかなければいけない時期が来たのではないかなと思うわけですが、どうでしょうか。

◎千葉正博委員長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 お答えいたします。

事業のほうは現在組合長さんと、それと奥さんと一部忙しい時分にはアルバイトと、施設の管理も兼ねてアルバイトというかたを使ってやっておりますけれども、確かに家内工業的に進めているわけなんですけれども、組合員の皆さんもかなり高齢にもなっておりますので、そういう面で、かなり営業活動とかそういうものがちょっと停滞しているのかなというふうに思いますけれども、組合長さんのほうとも十分その辺は、これからさきほどもありましたように、財政的には非常に厳しい時代になってきますので、町の助成っていうんですか、そういうものも当てにしないでできるよう、自立していけるよう、十分相談をしていきたいというふうに思います。

◎千葉正博委員長 吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 私も高橋委員と同じように、監査意見書の中でこの29万円の支出をお伺いしようと思っております。

私は西浦課長のご答弁の中で、やっぱり町が今何が必要かっていったら、29万円金額が安いから払うよ。そしたら、どこが安くて、どこが中間で、どこが高いのかってなっちゃうと思うんです。

ですから、委託してても町がここまで払う、町はこういうものを払う、金額ではなくてきちんとしたものがなければいけない。監査意見書もこういうふうな意見を述べているわけですから、そこら辺は金額が安いから払うっていう感覚はやめていただきたいなと、そのように思っております。

153ページの委託料でワカサギ・ヒメマスのふ化でございますけれども、昨今ワカ

サギがですね非常に思うような数字が伸びていないって聞いてございます。

町としても、調査をされるというふうに聞いておりますけれども、今年度ですね魚の生育状況ですか、捉えてたらお知らせいただきたいと思います。

◎千葉正博委員長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 お答えいたします。

ただいまの、漁業資源の調査ということでございますけれども、本年6月からですねサホ口湖と大雪湖を、毎月釣って胃の中の内容物とかそういうものを調べましてですね、基本的にはそこでこういう魚が生息していけるかどうかという、もう1回基本に戻りまして、そういう調査は6月から進めておりまして、11月まで続ける予定をいたしておりますので、まだ結果については出ておりません。

釣り上げた魚につきましては、ニジマスだとかサクラマス、アメマスそういうものが釣れているんですけれども、ワカサギにつきましては、春先に放流しておりますが、まだ小さいものでちょっと釣るっていうふうにはありませんけれども、ニジマスとかサクラマスとかヤマメとかそういうものを釣りまして、胃の内容物の中にそういうワカサギもいるかというそういう調査も併せて進めております。

◎千葉正博委員長 吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 今、調査をやっているっていうことでございますけれども、ワカサギも、もう2年釣らせているところでございます。

今、6月から11月までって言われましたけれども、私の感覚はですね、生育が悪かったらもうちょっとふ化をですね、多くすればいいではないかって思っているんですけれども、どうも行政はですね、答えが生育が悪いこの金額だったら、じゃあ、ワカサギはここには向かないからやめてしまおうかっていう答えを出されると、ちょっと釣り人ですとかそういうのに、寂しいかなって思う。これは想像の話ですから、町はこんなことはないだろうと思うんですけれども、実際に今まで調査した中で、放流の数が足りないと思ってますか、足りると思っておりますか、課長それだけのご答弁願いたいと思います。

◎千葉正博委員長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 お答えいたしたいと思います。現在、6月、7月に釣り上げた魚の内容物を見ますと、ワカサギの、今年放流したのは別としまして、去年一昨年と放流したのがいるわけですから、かなり小さいものもいるとすれば、この、現在釣り上げた魚の中には、ワカサギはおりませんし、胃の内容物にも入っていないということですから、若干、生息でき得る環境にないのか、放流、数が足りないのか、その辺のところはどちらかということ、ちょっと私たちで、現段階では判断できませんけれども、そういう意味でいけば、釣り上げた魚に入っておりませんので、少ないのかなという、単純にはそう思っております。

◎千葉正博委員長 吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 今年3年目ですけれども、ワカサギ釣り、お金を取って町で釣らせておりますけれども、非常に町民の人がたの声はですね、お金の割りには釣れない。

ところが町の報告では、釣れている人もいる、こういうふうな報告の仕方をしているわけですね。現に、去年、いろんな人に聞きましたけれども、ワカサギは釣れていない。

そこで話なんです、今年も、同じような金額を取って釣らすんですか、それとも1年間は様子みて、少し安くしようなんていう考え方を内部でおもちかどうか、ご答弁願

いたいと思います。

◎千葉正博委員長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 料金につきましては、今のところ従来通りと考えておりますけれども、逆に言えばですね、今年度、今期もう一度やってみてですね、あんまり釣れないようであればですね、次の冬は一漁期休んで、魚を育成してまた始めるという、そういう方法もあるのかなと思っておりますので、その辺は、十分検討させていただきたいと思います。

◎千葉正博委員長 ほかに。松本諫男委員。

◎松本諫男委員 いつもいつも質問するというと、シカのことしか質問しないんですけれども、委員長が一番詳しいのかなと思うんですけれども、なんか先日、変わった、方針が変わったという話聞いておりますけれども、その辺聞かせていただきたいと思います。

◎千葉正博委員長 斉藤農林課長。

◎斉藤正明農林課長 お答えいたします。

本会議の行政報告のときに、町長が概要をちょっとお話ししたと思うんですけれども、従来の捕獲頭数比例に対する町の支援というのが、ちょっと不明確と。それから被害農家のコミュニケーションがとれないんでないかということで、今年になりまして、畑作振興会、それから酪農振興会、それから部会さん、新得町、JA新得町さんもご協力いただいて、それに普及センターも加わりまして、有害駆除連絡会議というものを設置いたしました。7月に1回、それから9月の月上旬に2回やりまして、おおかたの方針がだいたい決まりました。

従来の捕獲頭数比例の支援ということでなくて、あくまでも、巡回人工の支援ですね、巡回人工の日当の支援ということの基本とするということでおおかた合意がまとまっております。

もうひとつ、それでは実際巡回しても、相当な赤字がでるということもございましたので、玉代の、これ、全部実費になるかどうかわかりませんが、それ相当分のやつも支援していきたいなと思っております。

それから、レンジリングの、これ、ちょっと問題がございます。それもいろいろ協議いたしまして、実際、日曜日、土曜日しますと、保冷庫がないと運べないわけですが、それは農家さん自身がいろいろ協力して、農家さん自身が埋めるか、農家さん自身がレンジリングに持っていきような方向でいきたいと思っております。

いままでのシステムでございますけれども、町と部会との連絡、それから要請ということでございましたけれども、今度、連絡、要請につきましては、JA新得町さんがご協力いただいて、より被害農家との連結を密にすると。町のほうは従来どおり事業申請書の書類を作るということでございます。初めてのケースでございますので、とにかく1年間やってみて、新たな課題ができましたときには、連絡会に諮りまして、いろいろ対応を講じていきたいと思います。方針としては、基本的には捕獲頭数の支援ではなく、巡回人工の日当支援でございます。ご理解いただきたいと思います。

◎千葉正博委員長 松本諫男委員。

◎松本諫男委員 今の答弁ですが、巡回ということなんですけれども、聞くところによると、1回につき3千円というような話聞いておりますけれども、巡回ばかりして人工ばかり食われたんじゃ、シカを捕ってもらわんことには話にならないんですけれども、そ

の辺の心配はないんですか。

◎千葉正博委員長 齊藤農林課長。

◎齊藤正明農林課長 お答えいたします。いちおう予算というものがございまして、それを設定しているわけなんでございますけれども、いちおうＪＡ新得町さんが、農家さんの被害報告を受けて、ＪＡ新得町が依頼してはじめて出役するということになっております。だから、やみくもに駆除期間でハンターさんが出場することではなくて、実際、農家さんが被害あったときに、ＪＡ新得町さんがハンターさんに依頼するということとございます。

それから、予算のほうにつきましては、もし不足になった場合はですね、それは被害農家さんのほうがたくさん出役したと思うこととございますので、そういう場合は被害農家さんにも応分の負担が考えられるんでないかなと思っております。

◎千葉正博委員長 菊地康雄委員。

◎菊地康雄委員 2点についてお聞きしたいと思います。

137ページ、18節、新規就農者への支援ということで、最近特に新得町でも、新規就農に対する考え方がほかの町よりも進んでいるのかなと思うんですけれども、この支援用に対する備品というのは、例えばどういうものを指すのかお聞きしたいと思えます。

それから2点目は153ページ、13節の委託料なんですけれども、拓鉄公園の動植物調査ということで、これも定期的に行われていることだと思います。最近議員の中でも耳にするんですけれども、せっかく整備したけれども、さっぱり行く人がいないし、なかなか、利用するというんでしょうか、公園としての役割、本当に果たしているのか、という声を聞いて、心痛めている一人なんですけれども。この動植物の調査の中ですね、最初の調査と整備した後の調査で、こう大幅に変わっている点があるのかどうか。

それから、もう一つ、調査する人の中にですね、もともとが森林公園といいますか、自然公園の一つでありますし、その場所にもともとある生態系を壊さないようにという意見がある反面ですね、もっと公園としてたくさんの町民に利用してもらうために、もともとないものであっても、ここに移入したほうがいいのではないかという話もありましたけれども、町のほうの考え方、基本的な考え方としては、どのように進めていこうとしているのかお聞きしたいと思えます。

◎千葉正博委員長 齊藤農林課長。

◎齊藤正明農林課長 お答えいたします。1点目の137ページの備品購入費ということでございますけれども、新規就農者支援用ということでございますけれども、平成12年の4月に酪農のかたが1戸、南新得に新規就農しました。新規就農条例で、酪農のかたには支援として、初妊牛10頭ということでございます。備品といいますけれども、これ牛でございます。これ牛10頭でございますけれども、子牛の具合がありますんで、ちょうど去年6頭ほど入れ替えましたんで、6頭分でございます。残りの4頭は平成13年度に繰り延べております。ちなみに6頭で去年ちょっと高くございまして、1頭だいたい44万円で推移しております。

◎千葉正博委員長 村中建設課長。

◎村中隆雄建設課長 拓鉄公園の動植物調査について、お答えいたします。

昨年7月1日から11月30日にかけて、おもしろ調査隊に調査を依頼してござ

います。その中で、花ですとか木ですとか、後、昆虫類いろいろ多項目によって調査しているところがございます。公園に造成する前と現在とで大幅に違うという、あまり報告は受けてないわけございまして、その年度によってですね、その雨が多いとか、少ないとかで多少昆虫類ですか、そういったものが水生植物も含めまして多少は増減あると思いますけれども、大きな変化はないということで伺っております。

それと新たな生物を移入する考えはないかということでございますけれども、もともと拓鉄公園周辺にかつて自生していた植物もございまして、そういったものにつきましては、移入は可能かなということで考えてございまして、まったく今まで見たことがないものについては、移入するという考えはございません。

◎千葉正博委員長 菊地康雄委員。

◎菊地康雄委員 もともとどういうものがあるかということ、それに遡って、昔は私有地であったために遡って調べるということはたぶん不可能だと思うんですけども、例えばより多くの町民に来てみてもらうためにですね、もっとそのミズバショウを水辺に植えたらどうかという話もありますよね。

それから町内にホテルの見える場所をどうかということで、一時リバーサイドパークゴルフ場の池にどうかという話もありましたけれども、その池の話がどうなっているのか。

それからホテルに関して、教育委員会で一連的に取り扱っているという話も聞きますので、その辺も詳しく今後聞いてみたいと思うんですけども。例えば拓鉄公園の池にですね、ホテルの見える公園というようなかたちで新しい取り組みができないものなのか。建設課と教育委員会ということでうまく内部でそのような話を盛り上げていくことができるかどうか課題もあるのかなという気もしますけれども、公園そのものの利用拡大という意味も含めてどうなんでしょうか。

◎千葉正博委員長 村中建設課長。

◎村中隆雄建設課長 昨年の道の補助事業のソフト事業で、植物の写真を、カラー写真を写しまして、それを標本にいたしまして、そういったもので拓鉄公園にこういったものが生息しているよということで、50枚ほど作ってですね、現地で見れるようなかたちにしております。そういったことも含めまして、昨年、平成12年度につきましても、いろいろ高校の先生ですとか、あと、おもしろ調査隊のかたがたのご協力を得ましてですね、いろいろ観察会を開いて拓鉄公園が少しでもですね、利用拡大に努めているわけでございますけれども、今後もまだいろいろ草刈り等につきましても、いろいろおもしろ調査隊のかたがたと相談しながらですね、春・秋に2回草刈りしているわけですが、できるだけ利用者がですね、利用しやすいようなかたちで、そこが歩み寄りの仕方なんでございますけれども、そういったことで今後ともですね、利用拡大に努めていきたいと考えてございます。

また、ホテルのことにつきましては、拓鉄公園を造る前の検討委員会なんかでもお話が出てございまして、拓鉄公園の池につきましてはですね、ホテルはなじまないのではないかとということで検討会の報告にもございまして、現状のところ、拓鉄公園でホテルということは考えてございません。

それでホテルにつきましては、現在、佐幌川公園で自然の池を造っているわけでありまして、その池がですねホテルが住めれる環境に、現在すぐにはならないとは思いますが、ホテルが住む環境にあるのかどうかも含めましてですね、町内に数か所ホタ

ルが生息しているところがございますので、そういったことも教育委員会とも十分相談して検討してまいりたいということで考えてございます。

◎千葉正博委員長 高橋社会教育課長。

◎高橋末治社会教育課長 菊地委員の後段のホタルの状況で教育委員会の取り組みでございますが、現在、帯広のホタルの研究家のかたにお願いをして実態の調査をしていただいております。

今、建設課長申し上げましたように、町内に大きく分けて2か所生息している個所がございます、特に教育委員会としてはですね、積極的に新たなところに離すとかなですね、そういう人為的な行為は加えないということで考えておまして、今年具体的に私どもがやった行為としてはですね、ホタルの適期の草刈り、時期を間違えますとホタルの成育に害があるということをお聞きしておりますので、適期の草刈りとですね、一部水の枯れるところがございます、直営でちょっとした土管を埋めましてですね、その水力を確保してやるということかたちでですね、私どもといたしては、自然を壊さないできちんと見守って、可能な限りホタルが増えてもらいたいというそういうような願いを込めて調査を進めさせていただいております。

◎千葉正博委員長 斉藤町長。

◎斉藤敏雄町長 菊地委員のご質問であります、拓鉄公園の町民のもっと有効な活用と。私も以来ずっと気にかけておりました。何とかですね、ミズバショウをこの水辺に植えるだとか、あるいはエゾノリュウキンカというんでしょうか、いわゆるヤチブキですね、それからオオウバユリ、春先に大きな百合の花をつけて秋にはその実がなる、ドライフラワーなんかにも乾燥させて使えるわけですけども、そういうふうなやはり、町民の皆様がたが関心を持つようなものをぜひ植栽をして、あそこの公園の利用価値というものを高めていってはどうかということを担当課のほうにですね、私のほうから直接指示をいたしまして、すでに今までの間そうした自生しているものを移植いたしまして、今その推移を見ているところであります。それがよければですね、なお、増やすなり春から秋まで何らかのかたちでそういうものに触れる状況をつくっていくのがいいのではないかと、そのように考えておまして、そうしていきたいと思っております。

またホタルの問題であります、これはやっぱり水、水質なり、あるいはホタルの幼虫が必要とするモノアライガイというんでしょうか、そういうえさが十分得られるかどうかということがそれを再生させる大事な要素になってくると考えております。

今、私ども把握している範囲では町内に非常に身近なところに、自然でホタルが再生産されているといういい場所がございます。したがって、むしろそういう場所を将来に向かって保全していくことのほうが自然の摂理にもかなっておりますし、せっかくやっても結果的にだめだったということではなくて、そういう場所を何らかのかたちで保全をしてホタルが住む町というんでしょうか、そういうものを目指していってはどうかとそのように考えております。

非常に身近な場所に、相当数のホタルが生息していることを私どもも確認いたしておりますので、そういう場所を保全しながら、いずれ町民にも開放していくあるいは行ける状況をつくっていくということが大事なかと、そんなふうに思っております。

◎千葉正博委員長 ここで暫時休憩とします。

(宣告 12時01分)

◎千葉正博委員長 休憩を解き再開します。

(宣告 13時00分)

◎千葉正博委員長 農林水産業費全般についてほかにご意見ございませんか。齋藤芳幸委員。

◎齋藤芳幸委員 149ページ、負担金補助の中ですけれども、愛林会というのがありますけれども、これ結婚した人たちに記念造林として発足した会でないかと思うんですけれども、おそらく30年以上たっていると思いますけれども、この愛林会が今どのような活動をされておられるのか、あるいは造林、そういうかたちをされておられるのかをお聞きしたいと思います。

◎千葉正博委員長 齊藤農林課長。

◎齊藤正明農林課長 お答えいたします。設立から34年たっておりまして、今、会員が54名おります。分収林の面積が約96ヘクタールということでございます。その都度会員のかたが自分で除間伐したり、あるいは作業道路を造ったりいたしております。その一部といたしまして愛林会に9万円ほど補助しております。またそのほかに会員の親睦だとかあるいは林業グループの先進地視察だとかそういうことを行っております。

◎千葉正博委員長 齋藤芳幸委員。

◎齋藤芳幸委員 現在も、それ結婚記念造林などをされておられるのか。

◎千葉正博委員長 齊藤農林課長。

◎齊藤正明農林課長 今のところはしておりません。そういうかたもおられませんが、そういう町有林のございませんし、制度も廃止しております。結婚記念造林の候補者というんでしょうか、逐次というのにはしておりません。それぞれの会員、昭和60年代で終わりだと思っておりますけれども、そのかたがたで今運営を行っているわけでございます。

◎千葉正博委員長 齋藤芳幸委員。

◎齋藤芳幸委員 そういかたちであれば、これ何年まで、こういうことを行われていられるのか、例えば、その人たちが造林が伐採されてなくなるまでこれされるのか、それとも何年後にこういうかたちをなくすのかお聞きしたいと思います。

◎千葉正博委員長 齊藤農林課長。

◎齊藤正明農林課長 当初は、ほとんどカラマツですから、1町5反から2ヘクタールで30年たったらハワイに行こうとうたって、当時はやったんですけれども、こういうような市況でございますので、30年を35年、それから40年ということで考えているようですけれども、ちょっと35年目、再来年、平成15年ですか節目になりますので、そのときにいろいろ再検討したいということで、会で考えております。

また、いろいろあの地域、水源かん養林というんでしょうか、上佐幌の営農用水の取水の上流にもあたっておりますので、伐採においてもいろいろ支障があることも考えられます。

そういうことで、平成15年には抜本的に検討するというところで会では考えております。

◎千葉正博委員長 宗像一委員。

◎宗像一委員 ちょっと1点おたずねいたします。143ページの一番下段になりますけれども、中山間の総合整備にあたるヘルシーロードの問題なんですが、その進ちょく

状態がどんな状態になっているのかちょっとおたずねいたします。

◎千葉正博委員長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 ヘルシーロードの関係でございますけれども、春に議員さんがたも含めて地域でお話いただきまして、今現在その整理をしておりますので、10月中くらいにはどういう方法がいいかということで、今、支庁のほうとも協議して、候補というんでしょうか、周りの緑を残す、それから自然を残すとか、そういう面について候補を決定したいというふうに考えております。

◎千葉正博委員長 宗像一委員。

◎宗像一委員 この問題に対しては町民のかたもちょっと関心を持っておられるかたがおりまして、非常に観光にするのか、それとも健康保持のためにやるのかというようなことで、後の維持管理が相当かかるんじゃないだろうかという心配があるんですけれども、そこら辺も十分に検討されての進めをしておられるかどうか、ちょっと。

◎千葉正博委員長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 今、維持管理費のお話でございます。維持管理費につきましては、当初から計画するときから、路面の問題にしましても、維持費がかからないようにということで、当初、舗装もというお考えもあったようですが、いろいろ検討した結果、維持費がかからない方法ということで、土と火山灰を混ぜた足に優しい、それから馬にとっても優しいということで、そういう維持管理費のかからないもので考えております。

いずれにしても、延長が長く、10キロメートル近くありますので、1メートル当たりの維持費が少しであっても、長い距離でありますので、かなりの維持費を必要とすることになりますので、その辺は十分考えていきたいと思っております。

◎千葉正博委員長 宗像一委員。

◎宗像一委員 たいへん、造るにあたっての路面調査なんか、いろいろなかたちのものを試験的にやっているのを私ども見せてもらったんですけれども、いちおうあそこをそういうかたちで、いちおう公園的なものを造っていくんぬんということになれば、その後の維持費ですね、いちおう観光にするということであれば、やはり維持費の相当なものがかかっていくのじゃないだろうかということが予想されるということ、もうちょっと、こう指摘あったもんですから、その辺も十分検討されてのことだと思っておりますけれども、そこら辺をちょっとおたずねしたいと思います。

◎千葉正博委員長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 維持管理費につきましては、さきほど申しましたけれども、その辺が一番、造るのは一時のものでございますけれども、維持管理費につきましては、永遠に続くものでございますので、その維持のコストが高くないような方法を十分検討しているところでありますし、そのようにしていきたくというふうに考えております。

一般会計 歳出 第7款 商工費

◎千葉正博委員長 次に進みます。154ページ上段から165ページ中段までの第7款、商工費全般についてご発言ください。藤井友幸委員。

◎藤井友幸委員 155ページの委託料ですけれども、予備費から106万円を充用しているんですが、これはどの項目のところに充用されましたのか、伺います。

◎千葉正博委員長 西浦商工観光課長。

◎西浦商工観光課長 お答えいたします。106万円の充用、予備費からの充用につき

ましては、一番、委託費の下段にございますサホロプロジェクトの経営分析のほうに充用いたしております。昨年の7月18日に西洋環境開発が特別精算に入りましたので、それに関連しまして、サホロリゾートの関連3社も整理するということになりまして、西洋環境から、町のほうに、町が指導のものに引き受け手を探していただきたいというお話がございまして、町といたしましても3社の現状と今後の可能性についてを検討するというので、予備費から充用させて使わせていただいております。

◎千葉正博委員長 藤井友幸委員。

◎藤井友幸委員 経営分析のですね、具体的な内容というのは、どのような経営の内容の分析をされたのですか。

◎千葉正博委員長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 内容につきましては、一般的なサホロの3社が今後どうしていったらいいかということで、北海道の観光の需要と動向、それからサホロリゾートの性格、それからサホロリゾートの競合関係、サホロリゾートの評価と今後の経営はどのようにやっていったらいいかということと、それと私どもは引き受け先を探していたわけですので、引き受けるとしたらどのくらいの値段が妥当かという、そういうものについて検討していただいております。

◎千葉正博委員長 藤井友幸委員。

◎藤井友幸委員 これおそらくですね、冊子か何かでできているんだと思うんですが、今後のできた分析のですね、活用ですね、102万9千円ということでございますから、結構なものできているかと思えますけれども、その辺の活用ですね、また、これなんていうの企業秘密的なものもあろうかと思えますけれども、一般に開示できるものかですね、また保管はどこでやられているのか、伺いたいと思えます。

◎千葉正博委員長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 今の資料の関係でございまして、サホロプロジェクトの分析あたりましては西洋環境開発のほうから3社の決算書だとか、財務内容についてのですね、一般に企業間でいけば秘密保持契約というんですか、そういうもの。町の場合は預書の交付ということで、お借りしておりますけれども、その中にはですね、移管というんですか、引き受けを前提に検討するかたに見せる以外は他に開示してはならないという契約をいただいておりますので、数字はちょっと外に出すわけにはいきませんが、今回引受先もだいたい決定したようでありますので、ある程度の時期が経過すれば、可能ではないのかなというふうに考えております。保管場所は私の商工観光課のほうで管理しております。

◎千葉正博委員長 吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 175ページの報酬、町営住宅の入居者選考委員会の委員のところでご質問をさせていただきますけれども。

◎千葉正博委員長 すみません。165ページまでの。

◎吉川幸一委員 ごめんなさい。

◎千葉正博委員長 菊地康雄委員。

◎菊地康雄委員 159ページ、13節の委託料。ヌプントムラウシ温泉管理で、2万円の支出がされておりますけれども、これヌプントムラウシ温泉、その後の経過についてお聞きしたいと思います。

それから下から3行目、簡易宿泊所の管理ということですが、新得を指すのか

屈足を指すのか、これ分かりませんが、新得にも駅前北広場に簡易宿泊所とありますが、カニの家とありますが、たいへん好評だと聞いておりますけれども、利用状況についての変化をお聞きしたいと思います。

◎千葉正博委員長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 1点目のヌプントムラウシの関係でございます。昨年6月上旬に大雨によりまして、土砂崩れがありまして通行止めになっていたわけですが、今年の春から森林管理署のほうで工事にかかりまして、この10月19日までが工期になっておりますので、その後は通行が可能になりますけれども、その後私たちは温泉のほうに行って温泉のほう、1年以上投げておりますので、現在どういう状態になっているか調査して補修もかなり必要ではないかなと思っておりますので、10月19日以後でなければ通行できないということで森林管理署のほうから伺っております。

それから簡易宿泊所の関係でございますけれども、だいたい屈足も新得も600人程度の利用がございます。

◎千葉正博委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

一般会計 歳出 第8款 土木費

◎千葉正博委員長 次に進みます。164ページ中段から177ページ中段までの第8款、土木費全般についてご発言ください。吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 さきほどは失礼しました。175ページの町営住宅入居者選考委員会委員、これは各委員会の委員さんがおりまして、いろいろと検討されていることだろうと思うんですけれども、この町営住宅入居者選考委員会というのは、これは新築の家だけを対象にした、この予算の配分なのか。それが今ですね、1戸建てが再度出られて入るときにの選考委員会にかかるようになっておりますね。これもこの中に含まれているのか、まずご答弁願いたい。

もう1点です。屈足の中ですね、今年は舗装をしていただいているところが7か所あって、今工事急ピッチに進んで、周りの人がた、当面家の前の人たが非常に喜んでおるところでございます。ただ、まだまだ屈足は未舗装のところがたくさんございます。このペースでいっていただけるものなのかどうなのか、その決意のほどをお聞かせ願えればと思っておりますので、この2点よろしく申し上げます。

◎千葉正博委員長 村中建設課長。

◎村中隆雄建設課長 公営住宅の入居者選考委員会につきましては、主に新築の住宅について選考していただいているわけございまして、例えば4戸申し込み取りますと、4戸以上申し込みがあった場合については、選考委員にかけますけれども、定員に満たない場合については、選考委員にはかけないということで考えてございます。その選考の中でもやはり委員の皆さんの意見の中でも、町外から来られるかたから、後、住宅の困窮しているその内容を検討いたしまして、決めているわけでございます。1戸建てにつきましても、同様の考えで町外から来られるかたはやはり優先、町外ですとか、家族構成の関係で優先順位を決めて選考してございます。

(「選考委員会にはかかるのでしょ」の声あり)

そうです。定員オーバーした場合はかけていきたいと考えてございます。

次に道路の整備状況でございますけれども、今年ご存じのとおり新得市街、屈足市街

合わせまして相当数の舗装事業をやってございます。担当課としましては、まだ市街地につきましては、新得市街、屈足市街にきまして、まだ未舗装な道路がございますので、今後とも計画的に予算要求をしてですね、生活道路がほぼ舗装道路になるまでに各種計画に基づきまして実施していく考えでございます。

◎千葉正博委員長 吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 私、この選考委員会の委員で、1戸建てを出られたときに選考委員会にかけるというふうな理解の仕方をしているんです。その都度委員会の委員の人には出てきていただいているいろいろとご検討して、この人がいい、この人が悪いというふうなことを町民のかたに意見を問うのかな。

ただ、私自身は、この選考委員会の委員さんは、今、ご答弁いただかなかったんですけれども、新築の住宅で4戸入居者予定で5人いたら選考委員会にかけると、これはもっともな話だと思うんですけれども。1戸建ての住宅で、途中で出て行って、また新しい人が入るときにわざわざ選考委員会を開いてですね、その費用弁償して検討するだけのものがあるのかなと。行政で、もう判断していただいて、この人は入っていい、この人は入って、そのこの人を入れようというものをですね、決められたほうが私はいいんじゃないかなと思っております。1戸建てが空いた、「お知らせしんとく」で出して、二人も三人もいらっやってまた選考委員会をかける。ここの判断だけは、私は行政でやられたほうが私は素早くできるし、入居したい人もすぐ入れる体制も行政で判断していただければできるんじゃないかなと思うんですよ。

だから、選考委員会というのは新築の住宅の時にはやっぱり町民の意見を持って、もたれた人の審査をしていただいて、判断をするけれども、途中で入れる場合は行政でやっていただきたいとそのような考え方を持っておりますが、ご答弁をお願いします。また、舗装道路ですけれども、今の課長の答弁は期待した答弁だと、私、理解しておりますので、この分は答弁いりませんけれどもよろしくをお願いします。

◎千葉正博委員長 村中建設課長。

◎村中隆雄建設課長 現在、事務事業の見直しを進めてございまして、この各種委員会につきましても、同様でございまして、町営住宅の選考委員会につきましても、一定のですね点数を決めまして、例えば町外から来るときは何点ですとか。そういった家族構成ですとか、住宅の困窮度というんでしょうか、あと、所得ですとか、そういった面のいろんな、ある程度の項目をですね点数をつけまして、総合点で委員会に諮らない、委員会じゃなくてですね、町としては点数に基づいて入居者の選考委員会、新築も含めましてやるような方向で現在検討してございます。

◎千葉正博委員長 高橋欽造委員。

◎高橋欽造委員 今の町営住宅選考委員の問題でございましてけれども、直接のことではないんですが、新築の住宅の場合に、募集をとりますよね、今、課長の答弁の中で点数をずっとやって行って、当てはまらない人はカットということになるのではないのかなと思っておりますが、そういうことはあるんでしょうね。

それで、それでですよ、あるときに住宅を申し込んだと、そしたら新しい住宅ができるからそのときに応募したほうがいいんじゃないですかということで、お待ちいただいたほうがいいでないんですかというもんですから待っていたと言うんだね。そしたら、ある日突然、選考委員会にかけても当たらないかもしれないから、こっちに入ったらいいよと、これ親切に言ってくれたんだと、僕はそう思っているの。だけれども、そこか

らが問題なんで。行ってみたら、壁がきれいになっていたそうです。ところが台所の床が、ぼそぼそになっていて、それは入るあなたが直すのであれば、なんぼカンナかけてもいいというようなですね、非常に冷たいことを言われたというように耳にしているわけなんですけど、その事実は本当にあったのかどうかそれをお聞きしたいと思います。

それから175ページの13節、委託料の中で町営住宅の管理システムの変更というのがありますよね、9万8千700円。これはどんな管理システムを変更したのか、これをちょっとお聞かせください。

◎千葉正博委員長 村中建設課長。

◎村中隆雄建設課長 お答えいたします。今年の新築住宅につきましては、屈足市街で2戸、新得市街で4戸を建設してございます。現在の応募状況につきましては、新得市街はかなりですね、多いものですから、そういったこともありまして、さきほど高橋委員から言われたとおり、親切心で担当のほうで言われたと思います。壁がきれいでも台所がぼそぼそだったという話、ちょっと私、聞いておりませんので、その辺の事実関係確かめましてですね、入居者の支障のならないようにですね、別に強制して入居させていただいてるわけでないですから、支障のならない範囲で修繕、直営の大工もおりますので、その辺していきたいと考えております。

次に管理システムの変更でございますけれども、これにつきましては、道の情報システムも、例えばあれですね、住民基本台帳なんかと一緒に一緒に委託してございまして、

(「もう1回、何を変えたって」の声あり)

町営住宅の管理システムの変更についてはですね、道の自治体システム協議会の中に入ってございまして、その中でコンピュータの関係ですね、ソフトの変更がございましたので、その全体的な委託の中でやってございます。ですから、町独自ではなくて、総体的な中でやってございます。

◎千葉正博委員長 高橋欽造委員。

◎高橋欽造委員 応募の場合ですね、数字的に、かなりの人なんていうあいまいな言葉ではなく、4戸の新築に対して何人ぐらい、何人いたというくらいのある程度の数字を言ったほうが僕は担当課長としてはいいのではないのかなと、こう思っているの。

それから、そのシステムの改善、これはたまたまお年寄りから聞いたことなんですけれども、今、あれでしょ、チャイムかい、ピンポーンと。この入り口にあるやつ。チャイムですね、違いますか、ピンポーンでしょ、ドアに穴が空いているんでしょ。だれだか、こう見てやるんでしょ。そうですよね。

そこでね、お年寄りだから、ピンポーンと鳴ったらすぐ、こう開けたとこういうんだな。そしたら、こう、すっと入ってこられていわゆる押し売りさ。お年寄りがだまされて、だまされたり、それからえらいいやな思いをしたということなもんだから、これ、多少金かかるかもしれないけれども、なんていうの、オート式のやつあるでしょ。ピンポーンと鳴ったら、ああどちらさんですかというやつに替えてやるくらいのこと考えたほうがいいんでないのかなと思って、質問をさせていただいているんですけど、ひとつお答え願います。

◎千葉正博委員長 村中建設課長。

◎村中隆雄建設課長 お答えいたします。ただいまのシステムというのはですね、家賃のですね、家賃を発行する納付書でございますね、納付書を発行するシステムの変更です。

それで、直接すぐ開かないようにですね、例えばインターホンのようなものということですね。それが可能か、できるだけ安く建設するものですから、それが可能かどうかも含めましてですね、それと入居者のかたにですね、チェーンも付いているものですから、そのチェーンをできるだけ、あるものをですね、現在あるものを使ってもらうように、そのあたり、何ていうんですか、悪徳商法というんですか、そういった商法的なものも来客される場合もありますので、そういった回覧等ですか、そういったチェーンも使って開けていただくようなかたちで連絡といいますか、ご指導申し上げたいというふうに考えております。

◎千葉正博委員長 高橋欽造委員。

◎高橋欽造委員 それは付いていることはわかっているんです。だけど年寄りというのはさ、意外と焦るでしょ、誰か来たら、すぐでなきゃいけないなんていうような人を不信に思うというような年寄りいないから、悪い人いないから、みんないい人なもんだからすぐ開けてやるもんだからね、そういうことでオート式のできるやつ、なんぼかかるかね、ちょっと検討してやってもらいたいなと思うんですがね、どうでしょう町長、そんなこと。

◎千葉正博委員長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 今、高橋委員の質問の主旨は、私も十分理解をいたします。特にそういう悪徳商法といいましょうかですね、犯罪にならないすれすれくらいの商売をするというふうなケースも見受けられるようでありまして、そういうような面では、これは公営住宅に入っていようが一般個人の住宅であろうがですね、これ全く同じ条件に私はおかれるんだろうと考えております。

それで、そういう悪徳商法にひっかからないような方法については、広報等を通じながらですね、住民のみなさんがたにも自分の生活は自分で守る、そういう対応を呼びかけているところであります。ご承知のとおり、公営住宅だけを考えましても、700戸から持っているわけでありまして、それについては、借家であれ、公営住宅であれ、個人の住宅であれですね、そうした悪徳商法がらみを守るための、やはり日頃の在り方というか、もっと私は啓発をしていく必要があるのではないかと考えております。

そのシステムがどの程度かかるのかわかりませんが、公営住宅だけやったから全体的な問題解決にはならないと、このように考えておりますので、そうした意識の啓発ということがですね、ここでは一番大事なことだと。そのための手立てを講じていきたいなと、そんなふうに思っております。

◎千葉正博委員長 藤井友幸委員。

◎藤井友幸委員 2点ばかり質問をいたします。173ページの報酬、1節ですね。都市計画審議会委員ということで、10万4千円計上されているわけですが、7千900円の支出ということで。これは何回やられたのか。またですね、この都市計画審議会にかけなきゃならない事項というのは、どこからのものについてはかけるのか、お知らせをいただきたいと思っております。

それから、28節、繰出金でありますけれども、公共下水道事業特別会計に繰出金が予算に対しまして不用額ということで701万6千円が残っているわけですが、これはどういう理由で大きな金が残ったのかお知らせをいただきたいと思っております。以上です。

◎千葉正博委員長 村中建設課長。

◎村中隆雄建設課長 都市計画審議会の開催につきましては、平成11年の5月に開催

した審議会で、今までずっと毎年、審議事項がない場合でも報告と計画については委員の皆様にお集まりいただきご報告しておりました。

そういったこともございまして、例えば道の審議会などに上申するかたちで審議事項がある以外はですね、開かないで、毎年事業の実績と、それから計画、翌年度の事業計画については、委員の皆様にご文書で差し上げるということで決めてございまして、平成12年度につきましては、審議事項がございませんでしたので開いてございませんで。この7千900円につきましては、札幌で開かれました都市計画関係の講演会に出席いたしました報酬でございまして、9節の旅費につきましても同じでございまして。

それで審議会を開く部分につきましては、さきほどもお答えいたしましたとおり、道の審議会等にですね、町としての考え方を示すときに、そういったときに開くということございまして、今まで開いておりました報告事項については、開く必要がないということ現在では開いてございませんで。

◎千葉正博委員長 常松水道課長。

◎常松敏昭水道課長 お答えいたします。繰出金の不用額が多い理由でございましてけれども、公共下水道会計では、不足する額は一般会計からの繰出金で実施してございまして。収入が増え、また支出が減るということございまして、繰出金も減るわけですけれども、会計途中で精査いたしまして、補正なり実施しまして、繰出金の不用額が出ないようにしてまいりたいと考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

◎千葉正博委員長 藤井友幸委員。

◎藤井友幸委員 この都市計画審議会ですけれども、私が思うんですが、せっかく委員になられたかたがいるわけですね。そこで道の基準に沿って開催するという答弁なんですけれども、これは新得町ですね都市計画の状況、例えば今造っております栄町ですか、そういうところの状況だとか、そういうことをやっぱり委員のかたに周知するというのもやっぱり必要でないかと思うんですよね。毎回開く必要もないけれども、最低そういう委員会でのお願いしているわけですから、せめて年2回くらいはですね開いて、その状況をやっぱり周知する必要があるのかなと思うんですが、いかがですか。

それと今、水道課の課長からの答弁でいきますとやむを得なかったというんですが、確か3月ですね定例議会で補正の減額補正のしているはずなんですよね。その時点で分からなかったかと思うんですけども、まあ、実際こうなったんだからしょうがないんですが、この700万円という金は結構大きな額ですよね。ですから、今後やっぱり十分そういうことのないようにするのがいいのかなと思います。以上です。

◎千葉正博委員長 村中建設課長。

◎村中隆雄建設課長 お答えいたします。さきほどもお答えいたしましたが、前年度の実績と新年度の計画につきましては、詳しい図面とそれからそれに対する説明書を添付いたしまして各委員さんにお配りいたしまして周知しているところでございまして。

◎千葉正博委員長 常松水道課長。

◎常松敏昭水道課長 今後、このようなことのないように精査して補正を組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎千葉正博委員長 石本洋委員。

◎石本洋委員 3点ほど質問をしたいと思います。いずれもですね、町、直接関係あるのか、どうか疑問な点があるんですが、道路関係で、ここでお伺いしたいと思います。

まず最初にですね、屈足の東1線、新しい立派な道路ができました。たいへん便利に

なったわけですが、これは道道との取り付け部分ですね、これは従来からある道路なんですけど、便利になっただけ大型車も通るわけですよ。こうやってみていると大型車、こう入るために少し膨らんで入るわけですね、対向車線に入って。とするとですね、だいぶ危険性があるなという気がするんで。これはたぶん道道なんですけど、道路そのものは町道ですよ、この隅切りはどちらがやるのか分かりませんが、隅切りをして回りやすいようにする必要はあるんじゃないかという感じがしました。

それから、もう一つはですね、町長の行政説明の中にもありました岩松のほうのあの低い橋ですね。あれは私もあの雨が降る前に、まあ向こうに娘なんかもいるものですから心配しておりました。何か婿さんが夜10時頃あそこを通ったんですが、その時は幸いなんでなくて、その通った後でこう決壊したと。ちょっと冷や汗を流したわけなんですけど、あの橋少し低いんじゃないかなと。しかも両方からすり鉢のように、こう降りてくるもんですからね、あれを少し高めに、あれ道道ですよ。ひとつなんとか直してもらおうような要望をひとつしていただけないものかなと、こう思うのね。3番目にですね、新しい道道ができて新屈足に行く道路が直角で交差するようになってきましたよね。ところが新屈足に入る道路というのはわからないんですよ。ですからどうしてもあそこ、ちょっと通り過ぎようとしてですね気がついて、あそこに入るという格好になりますね。たいへんこれも追突されて起こりうるところだなと。これは清水町内ですからね、こちらで、新得でなんとも言えないのかもしれませんが、だいたい新得の人がだいぶ使うと思うので、ひとつぜひこれも標識をつけていただくと助かるなと、こういうような感じがします。3点よろしくお願いします。

◎千葉正博委員長 村中建設課長。

◎村中隆雄建設課長 屈足東1線と帯広新得線の交差点の関係でしょうか。帯広新得線の新清橋造った、新しくなりまして屈足の東1線につきましては7メートル50センチの幅員がございまして、大型車両でも十分通行可能な道路でございますし、帯広新得線につきましては、更にそれよりも広くてですね、路側帯もかなり広くて、新しい道路で、新しい規格で造っている道路でございますので、いくら大型車といいましてもですね、なんて言うんでしょうか、膨れて入らなければならないような狭い道路ではないと認識してございますので、そのあたりは石本委員から言われたことをですね、調査しまして、どうしても不都合であればですね、道なり町なりで改修なり改善したいと考えてございます。今言われましたように、そうとう拡幅されましてですね、そういう道路ですからそういうことはないと考えてございます。

2番目の低い部分の橋ということで、南岩松橋のことだと思いますけれども、台風15号で町長の行政報告にもございましたとおり、橋が40年前に建設した橋でございます。橋と橋のなんていうんですか、土台が10メートルそこそこしかないんですね、その流れに対してですね。そういったことで現在にマッチしない橋ですし、高さもかなり低いものですから。そういったことで土木現業所のほうはですね、災害を受けまして応急処理はしてございます。応急処理しまして当分様子を見ましてですね、40年もたってますし、そういった橋の幅も狭いと、そういったことで現状を見ていただければ分かりますように、上流にも相当なまだ流木も残ってございます。そういったことで、また大水が出た場合にまた同じようなことが起きるとということで、現在、鹿追出張所のほうで、架け替えも含めてですね、検討してございます。

1番に関連するわけでございますけれども、帯広新得線が新しい新清橋ができて

前後の取り付けが少しルートが変更しまして、以前と違いまして、かなり大きく回るようになりました。そういったことで新屈足に行く道路がわかりにくいということで、現場見ても何も標識がないものですから、そういったことも含めましてですね、清水町の管轄でございますけれども、土木現業所のほうとですね、相談いたしまして、そういったことが可能かどうか、今後とも検討したいと考えてございます。

一般会計 歳出 第9款 消防費

◎千葉正博委員長 次に進みます。176ページ中段から179ページ上段までの第9款、消防費全般についてご発言ください。吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 消防費のことでお聞きしたいなと思っております。私、今期消防議員をやらさせていただきまして、西十勝の消防組合で勉強させていただいておりますけれども、このたび一般質問がありました。新得町に置き換えましてこういうのは質問は、私は町民も知るに必要なことかなと思ったものですから、質問をさせていただくんですけれども、過去にはですね、消防には、消防審議会というのはございまして、新得町の防災体制、生命財産を守る体制づくりをですね、説明をしていた場がございます。平成9年にどなたかが、こんなのは必要ないんじゃないのかなとって助役さんが検討しますと答えた中で10年度から中止になっちゃったと。

だが行政の考え方は、消防審議会そのものは、予算前に開くものですから、予算の要望を前提とした審議会は開きたくないのかなと、私思っております。今回は、消防審議会というものじゃなくて、新得町の防災はどうしたらいいか、新得町の生命財産を守るにはどうしたらいいかというものをですね、新得町民に知らせる消防体制というんですか、そういうものが私は必要じゃないかなと。救急車が何かのことでエンジントラブルを起こした。他町村からもらった、借りてきて運転した。こういうときですとか、いろんな処方の体制のときにですね、この新得町の消防体制は、今こうなるんだというものを知らせる場所がやっぱり必要なんだと。

議会で消防費のことで、消防をやったら、これは組合のことですからしゃべったらだめですよ、再三言われる。なおしつこく私はしゃべっているけれども、今、委員長からしゃべっているうちに、「吉川さん、その質問はそぐわないからその、審議ストップしますよ」なんて言われるおそれがあるけれども、おそろおそろしゃべっている。

負担金補助金、西十勝にあってそれらの以外のもの消防費ここに載ってます。新得町の防災を守るという審議会なり、しゃべる場というのは、私は必要だと思うんですけれども、行政としてはどう思いますか。

◎千葉正博委員長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。新得町の防災体制を町民に知らせたほうがよいということなんですけど、防災関係につきましては、町民にはお知らせ広報通じて、年2回避難所とかそういうピーアールをいたしております。新得町の防災計画につきましては、現在作成中でありまして。昨年10月に支庁に提出、協議のために提出したんですが、支庁に出したものが、道の防災消防課にいきまして、今年の7月に修正箇所を指摘されまして現在帰ってきております。今後修正をいたしまして、再度提出して、今年度中に防災計画を作って防災会議も開きたいなと考えております。防災計画につきましては、そういう手順で現在進めております。

◎千葉正博委員長 吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 私、質問の中で防災体制と言ったのかもかもしれませんけれども、新得町の消防の体制はこうあるべきだ、そういうしゃべる場がないんです。消火がなんぼ、こういう事件が起きたらこういうふうに対処したらどうだ。町民から聞く場所がなくなつた。それが以前消防協議会だったと私は理解している。そのものが一委員の人が言うてですね、検討しておきますと言ったらもうそのものがなくなつちまったら、新得の消防体制をここをこうしてくれ、ここをこうしてくれというものが、どの場でしゃべっていいのか。この議会にはそぐわない。そしたら、町民が考えている新得町の防災体制というものを、こういう要望をどの場でしゃべったらいいかという場所がない、それをつくっていただけないかと私は言う。前から言っている。

もう消防審議会というのは、なくなったものですから、再開するのは別にして、また新たな名称でもって再開するのはいかなものかなと。これはね、我が町の消防の体制、要望をですね、伝え、町民がしゃべれる場所がない、この2億なんぼの負担金出してもですよ。これは西十勝消防組合にしているわけですから。消防組合のことは新得町民がしゃべらない、我が町のことですから。

◎千葉正博委員長 貴戸消防署長。

◎貴戸延之消防署長 お答えしたいと思います。吉川委員もご承知かと思いますが、従来、組合に加入する前には、条例委員というかたちで消防委員という制度があったように聞いております。昭和45年に組合に加入をいたしまして、その後49年、町長の管轄下でありました消防団も組合のほうに移行したわけでございます。その時点で、西十勝消防組合、消防事務、これが西十勝の消防組合に全面的に移行になったと。

ご承知のように一部事務組合、特別地方公共団体でございます。当然、消防議会、委員もおっしゃっております消防議会もでございます。一地方自治体、新得町と同じ組織というかたちの中で西十勝の消防事務組合が構成されているわけでございますから、その議会が住民の意見を伺うと、そういった場になろうかと、新得町の町議会と同じところになろうかと思ひます。

ただ移行いたしましたときに、従来のその団の施設整備そういったものについて、地域のかたがたのご意見を伺う場所を設けたという、その背景にはですね、やはり水利であるとか施設であるとか、まだ十分ではなかったというふうに思ひます。そうした中で消防団協議会として団長さん、あるいは後援会の会長さん、学識経験のかた、こういったかたがたに消防に係る議員さん、2名ないし4名というかたちでスタートしてありましたのが団協議会でございます。その中で、どのような年間の消防の業務、それから新年度の予算関係、こういったものを説明をしてきたという状況でございます。中でもやはり施設整備、そういったものにつきましては十分にご説明を申し上げていたかというふうに思ひます。

ただ現在、団協議会からスタートいたしましたしてから、二十数年経まして、平成9年の会合の折りに委員ご指摘のような発言ございまして、この協議会というものを止めた、このような状況になってございますけれども、現在、水利関係、施設等につきましても、充足率が80パーセント近くになってございます。そうしますとほぼ都市計画区域内は消火栓、あるいは防火水槽は、カバーをしている状況になってございます。そうしたことでこれらの補修、あるいは消防車両等の更新というのがこれからの施設整備事業になってこようかと思ひます。これらにつきましては、西十勝消防組合の中で制定してございます、消防計画に従って整備を進めているところでございまして、その計画によって

今後も年次計画を進めてまいると。そういうような方針の中からは、毎年そういったかたちで地域のかたがた、あるいは団の関係者のかたがたに説明をする機会が必要なんだろうかと、そういった判断も働いていたかと思います。

ただ組合のほうに団も移行いたしましてから西部3町、消防団5つございますけれども、その中で所長団長会議、あるいは管理者含めた会議の中で整備計画の検討もいたしておりますし、その結果が消防計画として、組合議会のほうにもご承認をいただいているところでございますので、現状からまいりますと、更に屋上屋を重ねるかたちになるのかなと考えてございます。

なお、一般地域のかたがた、住民のかたがたに対する消防のピーアール、こういったものについては、機会を捉えながらですね、いろんな方法を講じてピーアールに努めてまいりたいというふうに考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

◎千葉正博委員長 吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 まあ、私がですね、寝ないで考えてきたのは2問までの質問で、これからはぶしつけになりますから、失言もするかもしれませんが。

いろいろ、こう今、消防署長のほうからご答弁いただいて、揚げ足をとろうと思っただけでもとれます。でも、今、それをすることなく、私ども消防議員はですね、負担金補助金及び交付金等のものを西十勝の中でしゃべっていくと。なにかがあったら。でも、新得町の議員は、この新得町の組合があったとしても、この町の防災体制というものですね、もうちょっとここをしたらどうだろう、ここをしたらどうだろう、日々思っているわけです。だから、その日々思っている声をですね、できるできないは別にして、届かせる必要が、私はあるのじゃないのかなと。いろいろな定款があります。組合をつくったら、そこに任せなければいけない、今の署長が言ったような問題があります。でも、これは町長がやろうと思っただけですね、町民の声を来年度の予算要望で、こういうものを知りたい、こういうものしたらどうだ、よその消防議会では、こういうふうな体制になっているけれども新得町はまだこういう体制になっていない、それはしゃべる場がなかったら言えない。ぜひ、しゃべる場をですね、この議場じゃなくしてつくっていただければと思うんですけれども、町長いかがですか、どうも消防署長だったら口うますぎてだめだ、わけわからん。

◎千葉正博委員長 鈴木助役。

◎鈴木政輝助役 お答えを申し上げます。非常に難しい問題だと思うんです。これ組合と関係する構成する町の議会との問題ということになるかと思いますが。一部事務組合に係る問題については、もうご承知のとおり、この場で議論するというのはでき得ないというのは確かだと。今、お話あった防災ということだけを考えていきますと、当然消防力の問題もあるでしょうし、住民の避難の問題も出てくると。総合的に考えていきますと、町で持っている防災計画の中で委員さんから意見をいただくというのが可能かなと思います。

ただ、ご指摘ありましたとおり、防災計画は道に要請をしまして、今、町のほうに戻ってきておりますけれども、若干手直しをかけている、これ相当年数が実はかかっております。万が一の場合については、現在の防災計画で対応するわけですが、これからについては、この防災計画の委員のみなさんからご意見をいただくことが、結果として吉川委員がご指摘されたことについては、解決するのかなということで思っております。

ちなみにこの防災会議の委員さんは、地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者という規定の仕方がありますから、国家公務員、道の職員、それから警察の職員、町長の内務規定する職員、それに消防の署長、各団の団長、それから指定する公共機関から何名か出していただくということになりますと、広く住民のみなさんから意見を聞くことが可能かなというふうに考えております。ただ組織が大きいだけに、細かい部分になってきますと、やはり、団長さんの意見を聞くということが一番早い道なのかなというふうに考えております。

いずれにしても、結果的には西十勝消防組合にかかる組織の充実ということになってまいりますと、その組合のほうでご議論いただくように各町から議員さんが消防の議員として参画をしておりますので、そちらのほうでぜひ申し添えていただきたいなというふうに考えております。

言わんとすることは十分わかりますけれども、決して消防協議会がなくなったというのは、やみ雲にはありません。各町、聞きましてそうした組織については、なくても十分やっていけるということもありましたし、当時の委員さんのご意見を十分尊重いたしまして、基本的には解消したということでございます。

◎千葉正博委員長 ほかに。古川盛委員。

◎古川盛委員 2点ほど質問したいと思えます。今、吉川議員が思っていたことをちょっと聞いていただいたんで、わたしちょっと変えて聞きたいと思えます。

実は消防庁舎の新築にあたりまして、いろいろと論議してきたと思えますけれども、お話を聞きますと建てる場所はだいたい決まったということで、よかったなというふうに思っておりますが、その場所についていろいろと活動的に、消防の活動的に、そしてまた、いろんな地理的な問題についてどのような検討の上でその位置を決めたかということをお聞きしたいなということと、

それから、それに伴って、ちょうどモータープールのところと伺っておりますけれども、その面でお話聞きますと、そこではやっぱり、町からちょうど川が1本挟んでおりまして、その川に対して、橋を架けて、そして、消防の活動のアクセスということが考えられるというように思えますけれども、そういう面も含めて、いろいろと検討されたんでなかろうかというふうに思えます。そういう関係でいちおう、消防の位置とか、また、今後の消防署のいろいろとその施設について、できるだけお話していただきたいなというふうに思っております。

◎千葉正博委員長 斉藤町長。

◎斉藤敏雄町長 消防庁舎の改築の問題でありまして、それに関わって場所の問題であります。消防庁舎たいへん老朽化をしてきておりまして、また最近の消防施設といいたいでしょうか、消防自動車その他も大型化いたしてきておりまして、そういう意味ではたいへん狭あい化してきております。

したがって、できるだけ適当な時期にですね、消防庁舎の改築に踏み切りたいと考えております。町の中・長期の財政計画の中では、平成15年、16年というふうに予定をいたしているわけではありますが、なんといいましても、これからの時代の消防庁舎でありますので、それなりに広い敷地がなければですね、日頃の日常的な訓練活動、その他も含めて、その機能が発揮できませんので、しかも、この街からあまり離れない場所ということでいろいろ候補地をですね、何か所か検討に入ってきております。

しかし、市街の中心的な場所では、土地の面積をですね、必要とするだけなかなか確

保できないという状態であります。したがって私ども、今考えている、最終的に決定したというわけではありませんけれども、最有力候補の場所としまして、現在のモータープール、南側になりますけれども、あの敷地一帯がスペースとしては十分でないかと。それから街に市街地等、この隣接しているといいましょうか、そういう状況でありますので、今の段階としては最有力候補とそのように考えております。いずれまた、日を改めてそれらの考え方についても、ご協議申し上げなければならないと考えております。

もし、現在のモータープールの場所と仮定いたしますと、モータープールの施設、建物ございまして、これも非常に時間がたっておりまして、それを先にですね、別の場所へ移設することが必要とそのように考えております。移設する場所も内々予定をいたしておる所あるわけですが、これは国から払い下げを受けた土地でありまして、実はそれには用途制限が付いておりまして、払い下げを受けた時点の用途と変わる場合は、一定の時間的制約がございます。

したがって時間的制約で今の場所を考えますと、15年と予定していたものがですね、現段階では1年遅れの16年になるのではないかと、そのように考えております。

ある程度、私ども場所をそうした方向で有力地を見つけました。見つけたというかそういう状態になったわけでありまして、したがって各方面とですね、意見調整をしながら改築にいずれ踏み切っていきたいと考えております。その際に、道路、関連いたします橋りょうの問題もいずれは出てくるかと思っておりますが、しかしあそこの場所ですと、何方向かにですね、消防車あるいは救急車が出動できるわけでありまして、当面橋りょうまで一挙にいけるかはですね、それは将来の課題になってくるのではないかと、そのように思っております。今段階で申し上げれるのは、その辺までかなというふうに思います。

◎千葉正博委員長　ここで暫時休憩をいたします。2時20分まで休憩いたします。
(宣告 14時08分)

◎千葉正博委員長　休憩を解き再開いたします。
(宣告 14時21分)

一般会計 歳出 第10款 教育費(教育総務費～幼稚園費)

◎千葉正博委員長　第10款、教育費に入りますが、ページ数が多いので2つに区切って審査いたします。

まず、178ページ上段から195ページまで、第1項、教育総務費、第2項、小学校費、第3項、中学校費、第4項、幼稚園費までについてご発言ください。菊地康雄委員。

◎菊地康雄委員　遅くてすみません。183ページ、19節。補助金で新得高校の振興会285万円ということで、これ例年出していることだし、活発な活動をされているということで評価されているところなんですけれども、ちょっと気になることがありますので、あえて質問をしたいと思っております。

その質問がここでそぐわないかどうかちょっと分かりませんが、この振興会の補助金の中からですね、先生がたがいろいろ課外活動ということで補習というんでしょうか、たぶんやっていると思うんですよ。それが効果を発揮してですね、だいぶ進学率の向上にも寄与しているんじゃないかと評価をするところなんですけれども、今回ですね、

より難易度の高いところに進学をしようとする生徒が出てきてですね、いっしょけんめい先生がたも補習をしてくれたとは思いますが、なかなか本人の熱意になかなか合わないというわけでもないし、熱意をうまくより向上させることができなかつたというのかな、受験できる体制にまでもっていくことができなかつたという話を聞いているんですね。

それはその先生がたの補習をする側の先生がたの補習の体制によるのか、それぞれ個人個人の持っている能力によるのか分かりませんが、何とかそのせめてですね、生徒が進学、より難易度の高いところを望むのであれば、なんとかそれに見合うだけの学力をつけさせる方法がないものかどうかと思うんですが、それについてはこの振興会の補助の中でなんとかならないものなんでしょうかね。ちょっと気になることもありますので。

そうやってより難易度の高いところに入っていけば、高校のほかの学校との比べてみたときに、高校のレベルというのかな、位置というものだんだんに上がってくると思うんですが、なかなかそこまでいっていない現状が見えてきたので、根本的に改善していくいいきっかけだと思いますけれどもいかがでしょうか。

◎千葉正博委員長 加藤学校教育課長。

◎加藤健治学校教育課長 お答えさせていただきたいと思いますが、高校の課外授業というのは実際に授業の中で3年生が中心になってございますが、一つの時間が約10回から多いものでいきますと70回に及んでやってございます。その多いものとは数学の関係が多いのかなと思ってございますが、延べ回数にすると3年生だけでも484回のこれ時間割の関係でいきますとそういった回数で実施してございますが、これらはよりよい学校へという進学をたてたかたちで進んでいるのかなと思ってございます。

なお、先日も教頭とも話をしたんですが、子ども達が努力をする、それからいろんな学力試験、模擬試験というふうになってくると相当金額が張ってくるというのが事実のようございまして、それで保護者の負担というのはどこまで求められるのか、というのを高校としては悩んでいるというのが実態のようございまして、振興会としてはですね、子どもは模擬試験を受けるための費用まではちょっと出せないかなと思ってございますが、それに伴います資料だとかそういったものについては、この中でできるだけ取り寄せたりですね、そういったものでそろえてほしいということでお話をしているところございまして、また来月には振興会の役員会の中でもですね、そういった話が出てくるのかなと思ってございますのでご理解いただきたいと思います。

◎千葉正博委員長 ほかに。斎藤芳幸委員。

◎斎藤芳幸委員 181ページですね、職員手当の中で、いろいろ手当ありますけれども、よく勉強不足で教えていただきたいんですけれども、勤勉手当というのはどういうかたがたを職員を指して払われているのか教えていただきたいと思います。

◎千葉正博委員長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 勤勉手当についてですが、従来、期末手当1本になっていたものを3、2年前ぐらいだと思いますが、期末手当と、期末手当1本になったものを期末手当と勤勉手当二つに分けております。勤勉手当は年100分の115を年間支給をいたしております。

(「どういう評価をされて」の声あり)

申しわけありません。勤勉手当の性格はですね、従来、期末手当1本でやっていたわ

けですが、国や道も期末手当と勤勉手当2本立てで支給をしていて、新得もそれに準じて改正をしたわけですが、勤勉手当につきましては、その期間の成績率と勤務率に応じて支給するというふうになっております。

◎千葉正博委員長 廣山麗子委員。

◎廣山麗子委員 183ページの第19節になると思います。山村留学推進委員会とありますけれども、山村留学についてはトムラウシに1家族がいらっしゃいまして、交流館の管理人をされながら地域にいい影響を与えておりますし、地域も一体となって地域振興、地域の活性化に取り組んでいらっしゃいます。そういった中で、今までこの山村留学を募集というんですか、ピーアール活動なんですけれども、どのようにされてこられたのか、また今後どのようにされていくのか、来年についてその期待があるのかどうかお伺いしたいと思います。

◎千葉正博委員長 加藤学校教育課長。

◎加藤健治学校教育課長 山村留学の関係でございますが、実際に上佐幌とトムラウシで実際に実施してございますが、残念ながら現在はトムラウシにもう4年目になりましょうか、小学校2名、中学校2名というかたちで入っております。今年については新規で入られたかたというのはいないというのが現状でございます。

ピーアール活動の関係につきましては、昨年の場合につきましては、東京の代々木公園における、第17回のまちと村づくり交流大会という会場がございました。そこで全国の山村留学協会がテントを一張り用意してございます。そこでわたしどもから、トムラウシのかた、それから上佐幌のかたと私と3名で二日間にわたりまして、ここでパンフレット、それから昨年はじめてポケットティッシュを作りました。それらで広報活動を実施したところでございます。

今後についても最低でも、これやっぱり2、3年は続けていくべきかなと思ってございます。ただ最近問い合わせというのが従前からみますと非常に少なくなっているというのが実態でございます、今年につきましては、約6件ほどかなというふうに考えてございます。

今後についてもピーアールについては、これから新聞広告というのはあまり効果がないというようなこともありますし、こういった方法がいいのか、また具体的に協会のほうとも相談しながらですね、進めてまいりたいなというふうに考えてございます。

◎千葉正博委員長 廣山麗子委員。

◎廣山麗子委員 東京に行かれてチラシを配ったりとかいうかたちの中でね、100人にぶつかって一人に当たるかなという確率が非常に薄いと思われるんですけども、そういった中で東京で取り扱ってくださる拠点があるのじゃないかなと思うんです。話はちらっと聞いたことあるんですけども。そういうところでの取り扱い、またそういうところに集まってくださって、町のビデオを見ていただいたり、実際に山村留学に入ってください人たちが活躍されている場面というか地域のそういう動くビデオを見ていただく中でもっと理解度が深まるのかなと。

もう一つは実際に山村留学を終えられてお帰りになったかたたち、短いかたでは1年、長くて今4年のかたいらっしゃいますけれども、3年のかたもいらっしゃいます。そういうかたたちが地域に来られたときにお母さんたちが非常に有意義に活動されていたというか、町民大学に通われているいろいろな勉強されていた、そのことがすごく心地よくって、向こうへ行かれても趣味の活動なんかもされておりまして、何かあったときには

新得の応援団になるよというお話もされております。

そういった中でつい先日なんですけれども、ここにいらしたときにやっぱり興味あるお母さんが、ブロックシイタケの栽培を見たいということで、以前にも向こうで扱いをしたことがあるんだけれども、そのことを見たいということで、一緒に行ってみたことがあるんです。先日、問い合わせがありまして、敬老の日にプレゼントがしたいので送っていただきたいということで、業者のほうから送っていただいたんですけれども、非常にブロックになっているシイタケが、即、ぼろぼろ出てきて食べられたということに驚きを持っていらっしやいました。そういうかたちの中で、更に近いうちに新得町の松ぼっくりだとか、町民手作り品をその母さんを通して、東京のフリーマーケットでだすようなお話もどんどん進まってはいるんですけど。

そういった中で山村留学を終えられたかたたちが地域のいろいろな有意義さを感じ取っていらっしゃいますので、何とか交流が、そこで交流が途絶えてしまうんですね、帰ったらね。そのすべてが交流したいと考えているかたばかりじゃないとは思いますが、そういうお母さんたちもいらっしやいまして、何とか第二のふるさとということを感じてますし、たったここ1年か2年、長くて3年、4年というかたもいらっしやいますけれども、それしかいなかったのに非常に向こうにいたときより非常に長い時間ここに期間いたような感覚だということをおっしゃられておりました。それで何かのきっかけにこのような交流をとりながら、向こうに行っても、自分も有意義さ、また、新得町の何かに役立っていきたいという話もされておりましたので、例えばこの山村留学の募集に行かれたときに、そういったかたたちにも声をかけながら交流をとることで、また、その実際に体験をされたかたたちから、パンフレットと同時にまた流れていくのじゃないのかなという思いがひとつあります。

そういうことを通して山村留学の活性化というんですか、そういうつながりをもっていけたらいいんじゃないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

◎千葉正博委員長 加藤学校教育課長。

◎加藤健治学校教育課長 ピーアール活動の環境の中で拠点という問題が1点ございましたが、これは全国の山村留学協会というのが東京のほうに事務局がございます。それから関西にも事務局がございます。そこは、もう一つ山村留学協会と、育てる会というのがございます。この育てる会というのは長野のほうに拠点を持っておりまして、そこが中心に学園として実施をしているというところでございます。そこへのピーアールというのは、なかなか難しいのかなと思ってございます。

ただ、昨年10月に行ったときには、八坂村のほうから二十数人のかたが実際にそこに学園が三つもあるもんですから、それらが表裏一体になっているということで、農産物の販売だとか、そういったかたちで来られていたように思っております。

それからもう一つ、終わったかたといいますかここからお帰りになられたかたが、昨年10月の時に神奈川県のかたでございましたが、親子して応援に来ていただきました。ただ、そのときにお話しをさせていただいて、その後どうですかということでしたが、非常に勉強にはなつたと、本人にも話を聞いたんですが、ただですね、やはり大きなところにはまだなじめないというのが実態のようでございます。ただ、周りにもそういった人がいるという可能性があるので、そういったときには、ピーアールをさせていただきますということで、お話しをさせていただいてございます。

そんなことで、特に上佐幌・トムラウシ地区については、それぞれ山村留学推進委員

会を持ってございますので、そちらの中でそのかたがたにいろいろな情報を提供させていただいておりますが、あまり反応というのは特にないというふうに聞いてございます。

そんなことで、今後の進め方についても、また協議をさせていただきたいなというふうに思っております。

◎千葉正博委員長 廣山麗子委員。

◎廣山麗子委員 もう一つはですね、新得町のインターネットに、山村留学のかたたちの、ホームページというんですか、インターネットに載っていらっしゃるのかどうか。

そのお母さんとお話しをしましたら、以前はね、インターネットを開くとトムラウシの生き生きとした姿が載っていて、非常に懐かしんで見ていらしたそうです。でも、そのトムラウシにいた先生が今転勤になっていらっしゃらない中で、最近は見れなくなったというんですね。

それで、新得町のホームページの中に、そういう山村留學生が活躍している場、また、地域の活動している場が載ることによって、もっと動く場面を見ながらもっと細やかにその山村留学に対する理解が求められるかなと思いますけれども、今後に向けてそういうことも考えていただければと思います。

◎千葉正博委員長 加藤学校教育課長。

◎加藤健治学校教育課長 今のインターネットの活用ですが、今のご指摘のとおりですね、トムラウシについても、上佐幌についても、個人の先生が非常に熱心にインターネットでホームページを開いていただいたと。ただ、その後、異動等によってそのままの状態になっているとかたちがありましたので、今これからですね、学校のほうとどういったかたちがいいのかということで、進めさせていただきたいなと。特に、町のホームページのほうにもですね、必ず山村留学の中で中身が始終替わるようなかたちも含めてですね、検討させていただきたいなというふうに思っております。

◎千葉正博委員長 ほかに。黒澤誠委員。

◎黒澤誠委員 183ページなんですが、補助金で、いじめ不登校対策、この内容についてひとつお知らせ願います。

◎千葉正博委員長 加藤学校教育課長。

◎加藤健治学校教育課長 これは、予算の時にもご説明させていただいたかなと思ってございますが、担任の先生の家庭訪問に対する助成金ということでございまして、小学校につきまして、1人3千500円、中学校については4千円ということで支出している分でございます。

一般会計 歳出 第10款 教育費（社会教育費～保健体育費）

◎千葉正博委員長 次に進みます。196ページから219ページ上段までの、第5項、社会教育費から第6項、保健体育費までについてご発言ください。吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 202ページですね、図書館費で、3点質問させていただきましても、202ページの図書館費で、しゃべらせてもらいます。

「お知らせしんとく」の図書館の問題で、毎年本がなくなっていると。今年度100冊以上なくなっていて、皆さんの文書の中にはそういうふうに持っていく人がいたらお知らせくださいというような書き方しております。文章の書き方としては、たいもないのでしょうけれども、私にしてみたら、そういう持っていく人をちくってくださいというような言い方の書き方なのかなというふうな捉え方もできるのかなと思います。

私は、毎年なくなっていくのが分かっているわけですよ。そうしたら、今の図書館のあの狭い中ではどのような対策を講じても仕方がないのかなと。前に一般質問で新しい図書館を造れと、私は質問させていただきましたが、今のあの狭い図書館では仕方がないのかなと思うんですけれども、受付の場所ですとか、それから職員全体が注意していれば、まだ防げるものはあるのかなと思っています。でも、従前と同じような受付、従前と同じような対応をしているから、本のなくなるのが同じペースでなくなっているのかなと。もうちょっと対応が、なくなることについての対応が講じられてもいいんじゃないかなと思いますので、課長にご質問をさせていただきます。

また、215ページの15節の、ランニングコースとリバーサイドパークゴルフ場のことで、工事費でうんぬんということはございませんけれども、今回の大水で、ランニングコースとパークゴルフ場が、また水に浸ったと。水中ポンプを持って行って水を引いて、コースを洗って、皆さんの努力している姿を見ております。これはたいへんなことだなと。でもこのパークゴルフ場は、これで2回目なんです。そしたら、あそこを路盤工事をするっていったらものすごい費用がかかると思うんですけれども、人の土地に土のう袋でもってですね、水が入らないように、浸入するくらいのものでいいのか、できないのか。川の端ぎりぎりにですね、見栄えは悪いですが、そういうふうなことが、あそこの所にはできるかできないかというのをご答弁願いたいと思います。

もう一つはですね、教育委員会と町のほうでやっております、町民運動会ですとか、町がその長年続いてきている行事がございます。各種団体がいっしょうけんめいやって、文化に関しても、芸能に関しても、またスポーツに対しても、第何十何回と努力しているものがたくさん、私は知らないけれども、数はあると思っています。その中で、努力して、自分たちの努力だけでできるものと、それから、自分たちがいっしょうけんめいやりたいと思っても、その外部団体の許可をもらわないと、開いていけないというのがあります。今回の屈足の祭りの協賛の町民マラソン大会、勝手にあなたがた町民マラソン大会って付けたんじゃないかと言われるかもしれないけれども、これも町長さんに署長のところへ行っていただいて、やっと許可をいただいた。

こういう28回も続いているものでもですね、自分たちの努力だけではどうすることもできないという主催行事というのがあると思うんですよ。これをですね、今回は手伝っていただく、毎回手伝ってくれと言うのは心苦しいところがあるんですけれども、町が、本当に認定していただいて、これは町の伝統行事にしようというものが、考えられるか、考えられないか。明確な答弁にはならない、こっちも質問しているのがどうやって言ったらいいのか分からないですけども、私の言わんとしているのを、課長は酌み取っていただいて、ご答弁願いたいと、そのように思っております。よろしく申し上げます。

◎千葉正博委員長 高橋社会教育課長。

◎高橋末治社会教育課長 まず、1点目の図書館の不明本の関係でございます。今回広報にも啓発のためにですね、載せさせていただいておりますが、不明本いわゆる蔵書点検のときになくなる、たぶん想像ですけども、どなたかが貸し出しの手続きをせずに持ち帰って、返していただけないという本でございますが、これも、平成11年に53冊、昨年が73冊、今年の調査では、110冊というようなことで、実は増えております。

それからもう1点はですね、私どもの本の一部でですね、特にアイドルの関係なんか

が載っている写真等なんかが多いわけなんです、それが、破って持っていかれてしまうということで、本全体としての価値がなくなってしまうという、実はそういう被害もごさいます。そんなこともございまして、啓発をさせていただいております。

ご意見にありましたように、受付の関係でうんぬんというご意見でございますが、私ども、不明本、要するに本を黙って持っていくものをですね、防ぐというような体制をとっていくというようなかたちは、すべきではないのではないかとかたちで考えております。そういう盗難を防ぐというような配置の問題だとか何とかという分についてはですね、十分また今後も研究をさせていただきたいというふうに思います。

2点目のパークゴルフ場とランニングコースの冠水の関係でございますが、あそこ、ご承知のとおりランニングコースの部分については、完全な自然河川ということで、護岸のない部分で、逆にいえばそのおかげで、あれだけの広いパークゴルフ場なり、ランニングコースの設定が可能な面積になってございます。

ご質問にありましたように、実は今回の場合ですね、従前、水が上がった、冠水したという状態だったのですが、今回は流れそのものがですね、パークゴルフ場まで走ってしまったというような実態もございまして。これは、護岸で防ぐということは実体的にできませんので、何とか水が上がるというのは防ぎようがありませんけれども、流れだけでもですね、食い止めるような方法がとれないかどうか、これは土現さんとですね、今後協議をさせていただきたいというふうに思っております。

それから3点目、なかなか地域の皆さんがですね、過去28回も屈足の基線のご真ん中をですね通じて往復するマラソン。最近はですね、重度の身体的に障害を持っているかたも参加するというようなですね、素晴らしい大会に育っていただいております。私どももですね、関係する体育団体も含めて、応援するような態勢をですね努力してまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◎千葉正博委員長 吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 3点質問して、3点とも素晴らしいご答弁いただいたもんですから、私がこうやって再質問に立つのはなんか委員長に時間もったいないからやめれと言われるかなと思っておりますけれども、図書館はですね、建物をきちんとしなかつたら防ぎようがないと思うんです。その中で、今現有のところでは努力すると言うのだから、よろしくお願いいいたします。

文化の面で、芸能の面で私はしゃべれる、町民マラソンの屈足ことで今しゃべらせていただきましたけれども、町もいろいろところで職員を出していただいて、いろいろなお手伝いをしていただいているけれども、認定する、これは準、町が主催するようになるという、認定するようですねものをひとつ検討していただければというのですから、よろしくお願いいいたします。ご答弁いりません。

◎千葉正博委員長 廣山麗子委員。

◎廣山麗子委員 201ページの第19節、町民大学寿教室自治会事業とありますけれども、多くの高齢者の皆さんが、いろいろな教室に学ばれていらっしゃいます。ところが、その教室は2階なものですから、階段の上り下りが非常に辛いということで、高齢になったら90歳以上のかたもいらっしゃいますしね、皆さんそれぞれの足腰に負担を抱えて、障害を抱えて来られるわけですから、いくら意欲があっても、生きがいを持って学ぼうと思っても、この階段が苦になってやめざるを得ないとやめたかたもいらっしゃいますし、また、場合によっては下の調理室を使いながら2階に熱いものを上げなくて

はいけない。そのときに、男性のかたに上げていただいたことがあるようですが、男性のかたもまた高齢ですのでね、何かあったらたいへんだねということで、そんな話を聞いたことがあるんです。

ですから、公民館の構造上の問題であり、そう簡単にはいかないと思うんですけども、そういうかたちの中で、自立だとか生きがいを求めていっしょうけんめいやっていらっしゃるかたがやめざるを得ないような状況にもありますので、その辺これから先について考えていただければなと思います。よろしくお願いします。

◎千葉正博委員長 高橋社会教育課長。

◎高橋末治社会教育課長 私ども、町民大学寿教室、これが一番お年寄りの多い教室で、毎回約150人のかたがお見えになります。そういうこともございましてですね、従前2階の中ホールで、全体の午前中の講座はですねやっていたわけなんですけど、今年から、ふれあいホールを会場にさせていただいております。ただ、午後からのクラブ活動につきましては、どうしても教室をたくさん使わなきゃならないという関係があって、これは、2階も使わざるを得ないというような現状にありますので、まずご理解を賜りたいと思います。

一般会計 歳出 第11款 公債費～第13款 予備費

◎千葉正博委員長 次に進みます。218ページ上段から221ページ終わりまで、第11款、公債費、第12款、諸支出金、第13款、予備費まで一括してご発言ください。
(「なし」の声あり)

一般会計 歳入 第1款 町税～第11款 使用料及び手数料

◎千葉正博委員長 次に進みます。

それでは次いで一般会計の歳入に入ります。

15ページをお開き願います。15ページから34ページ下段までの第1款、町税、第2款、地方譲与税、第3款、利子割交付金、第4款、地方消費税交付金、第5款、ゴルフ場利用税交付金、第6款、自動車取得税交付金、第7款、地方特例交付金、第8款、地方交付税、第9款、交通安全対策特別交付金、第10款、分担金及び負担金、第11款、使用料及び手数料まで一括してご発言ください。

◎千葉正博委員長 吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 歳入のところでは、必ず私が第一声を上げようと思っております。

毎年同じこととございますが、税金の徴収のこととございます。いろいろしゃべっておりますけれども、今年はこの監査意見書のご意見も踏まえて、ここは町税とございますから、保育所、それから公営住宅、それから学校給食等、やっぱり、税金がどのようにして集められないのか、この監査意見書の重みというのをですね、担当課はどのように捉えているのか。ただ、答えを言ってですね、いっそう努力をいたしますと、重々重みはこたえておりますのような単純なことでないような、このように努力しますというようなご答弁を各課4人よろしく願いたいします。

◎千葉正博委員長 秋山税務課長。

◎秋山秀敏税務課長 お答えいたします。町税のほうの滞納の対策でございますが、今ご指摘ありましたとおり、経済的な冷え込みもございまして非常に厳しい状況にあるというふうに考えております。

内容をですね、いちおうご説明いたしますと、現年度分の未納額が526万8千円ということで、前年度よりですね8万3千円ほど増加しております。滞納者のかたは若干減少しておりますけれども、非常にたいへんな状況であるというふうに考えております。

滞納者の実態を見てみますと、経済的な不況もあってですね、やはり収入の減少というんですか、それから失業されたりとか、ご自分が経営されている事業の不振とかですね、あと、サラ金等による借金によりまして、破産をされたとかですね、いろいろな状況がありますけれども、町民税につきましても、滞納繰越も合わせてですね、130件程度の未納者となっております。固定資産税等もございましてですね、滞納金額は若干増えておりますけれども、このうち、破産状況にある事業所等ですね未納がだいたい60パーセント程度占めておりまして、金額で申しますと1,600万円程度こういった関連の未納となっております。

特に、固定資産税につきましても破産状況にあっても、土地、建物、あるいは工場等をですね保有していれば課税されると、そういう状況になっておりますので、固定資産税の未納が一番多いわけですが、滞納額を増加させるという、そういう大きな要因となっております。

収納の対策といたしましてはですね、庁内の収納対策会議というのが各関係課で設けておりまして、その中で話し合っております。督促状の発送とか、それから催告状の発送ですか、それから戸別訪問なり、あるいは電話催告、それから来ていただいて納税相談をすとかですね、そのようなことで対応してきております。

また、所得税の確定申告の還付金の差し押さえとか、また、悪質な場合につきましても、土地・建物等の差し押さえも実施をいたしております。一度に納付が困難な場合につきましても、分納などの方法もとっております。毎月一定額を納めてもらうというような方法もっております。

ご指摘ありましたとおり、税の公平さという面ではですね、たいへん重要なことですので、今後とも徴収に努力してですね、いきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

◎千葉正博委員長 富田児童保育課長。

◎富田秋彦児童保育課長 保育料の関係について、お答え申し上げたいと思います。

質問の中にありましたようにですね、私どもといたしましても、監査意見書の中に触れている内容について、全く言われるとおり重く受け止めて、12年度中もですね、それなりの対応を進めてきたとおりであります。

しかし、残念ながらここに示されておりますとおりですね、129万円ほどの滞納額が発生しているという意味ではですね、まだまだ多額な状況になっているということには、変わりがございません。

しかし、私どもといたしましてはですね、昨年の11年度からの繰り越しから見ますと、5件の減、そして44万円余りの総体の金額の圧縮に努力をしてきているということは、前段に申し上げましたとおり、それなりの努力をしてきているということだけは申し上げておきたいと思っております。

ただ、昨年のご質問もありましたようにですね、内容的には、税務課から示された滞納の要因は決して変わっているものではありません。特に、最近の経済状況があるようにですね、特に私どもとしてはカード破産、いわゆる自己破産がらみの状況が、重いこの中で要因となっているということが1点あります。更に、病気、けが、こういった

ものによってですね、この厳しい雇用条件の中で、休業が余儀なくされる、こういった状況。更にはですね、やはりさきほどあったように、事業所の不振等も絡んでですね、この新得町から離れるという、転出をするという内容も中にはありますし、同時に、ずいぶん古い中でそうした転出者も含んでいるといったようなことでですね、現在14件、実人員にして7名のかたの滞納者があります。

しかし、私どもといたしましてもですね、これまでも進めてきたとおり、やっぱり実効を上げるのは、なんといってもやっぱり個別の相談、そしてその家計状況を知る中でですね、それに沿った納付方といいたしましても、そういったものをやはり見いだすまでの相談が必要だろうというふうに思っているわけでございまして、この間、平成13年に入りましてもですね、そうしたかたちで、27万円余りの収入をしております。

そんなことで、今後の課題とも絡むわけでございますが、なんといってもそういった相談体制をつくりながら、日常のですね他課との関係、他の課のですね状況とも関連しますから、特に保育料は、1人保育料だけではなくて、税やら、他の使用料と全部絡んだ多重債務といいたしましても、そういった状況になっているのが現況であります。

そういった中で、少額でもですね、今現在それぞれの滞納者は努力をしていただいて、さきほど言ったような状況にもなっているということでございます。

なお、法的手段の関係も監査意見書の中にもありましたけれども、これについてもですね、保育料の扱いとしては、地方税の例によるというようなことがありますけれども、ただ、この場合についてはですね、国税、地方税の次に先納特権があるということで、優先権はあくまでも町の立場でいえば地方税ということになっております。

しかし、それらも含めてですね、今後とも、それらの取り扱いを連携する中で、考えていかなければならぬと、ただその場合は、今申し上げましたようにですね、少額の計画的なやはり分納をしていただいておりますから、そういった状況が途絶えて、どうしようもない悪質な状況になった段階ではやはりその辺も考えたかたちで対応していかなくてはならぬだろうというふうに思っておりますので、当面このまま、これまでの努力を更にいっそう進めていくということだけは、申し上げておきたいと思っております。

◎千葉正博委員長 村中建設課長。

◎村中隆雄建設課長 私の方からは、町営住宅使用料についてお答えいたしたいと思っております。

町営住宅の使用料につきましては、できるだけ前年よりも、未収金額が減るような努力をいたして、担当の者が努力しているわけでございまして、平成11年からみましても、滞納者、金額ともに減少しております。

この効果につきましても、やはり戸別訪問ですとか、職場訪問などをしてですね、直接本人にお会いいたしまして、金額が多いものにつきましても分納を働きかけたりということで、努力しているわけでございます。

今、児童保育課長からもお話しもございましたとおり、町営住宅使用料だけではなくてですね、他の使用料とのだぶった、税ですとか、他の使用料とだぶったものもあります。そういったことでなかなか町営住宅だけというわけにはいかないわけでございます。

今後ともですね、なかなか有効な手段というのは見いだせないわけでございますけれども、戸別訪問をして、繰り返し会ってですね、納入に対して働きかける以外はないと思って考えてございます。

◎千葉正博委員長 吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 学校給食のほうなかったんですけれど。

◎千葉正博委員長 加藤学校教育課長。

◎加藤健治学校教育課長 款でいきますと18款ということで、学校給食費もさきほどのご質問の中に入っていたかなと思いますので、私のほうで回答させていただきたいなと思ってございます。

非常に難しい問題があるのはですね、食べさせないというわけにはいかないの、保護者のかたに負担をしていただくということで、粘り強くですね納めていただくようにということで働きかけているわけでございます。

ただ、今現在で申し上げますと、収入未済み額で申し上げますと、現年度分につきましては6万5千150円ということで、1名のかた納めていただきましたので、9千660円が減になると思っております。

それから、そのほか滞納分でございますが、これは10年度、11年度の方でございます、そのうちの1名のかたについては完納いただきましたので、あと残りのかたが2名であります。

この2名のかたについて、現在残っているということでございまして、トータルいたしますと、約14万3千400円ほどの、現年度と滞納分が残っているということになってございますが、10年度の方、それから11年度、12年度の方の関係につきましては、分納でもいいですから納めてくださいということで進めてございました。1名のかたにつきましては今月から5千円ずつだけでもということで、納めていただくようなことで話し合いをつけさせていただいたということでございます。

ただ、さきほど児童保育課のほうでもございましたように、保育料との絡みだとか、そういったようなものも滞納されているかたがおりまして、そちらのほうを先に優先したいというお話しもございしますが、併せてやってほしいということで今折衝しているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

◎千葉正博委員長 吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 それぞれ徴収には努力をされている、そういうふうなことだけは伝わってきました。ただ、その訪問して徴収する、それから、こう言って徴収すると言ったのは、学校給食とそれから町営住宅で、こうやって徴収したんだというのは保育園の具体的に、こういう方法でこうやってもらったんだというものが、ご答弁になかったような気がするんですね。で、もう1回。この徴収について。この、保育園。初めからもらえない人で入れたと。申し込みがあったから入れたけれども、初めからもらえてないと。途中で病気をされたとか、途中で職がなくなったとか、途中で事情があってももらえなかったのと、初めからもらえなかった、こういう人がいるのかいないのか、ご質問したい。

それと、町営住宅。町営住宅は、保証人制度が作っておるし、町で出ていきなさいということもできるような条例になっている。でも、今まで、新得町で公営住宅に入られて、「税金もらえないから出ていけ」と言った人がいらっしやるのか、いらっしやらないのか。

それから、保証人制度ができてるけれども、全部の公営住宅に入居している人が、保証人が完備されているのか、されていないのか。

それと、私が思うのは、公営住宅で、最初保証人をしてあげるよと言って保証人にし

た。ところが入居した人は、不払いになって、保証人のところへ請求がいった。保証人は、その不払いになった分だけは払ったけれども、途中で「俺はあいつの保証人はもうやめた」と言ってる人がいらっしゃるのか、いらっしゃらないのか。ご答弁願いたいと思います。

◎千葉正博委員長 富田児童保育課長。

◎富田秋彦児童保育課長 お答えいたします。1点目は、徴収の仕方、方法が抜けていたのではないかというような意味のご質問かと思いますが、さきほど触れたような気がいたしましたけれども、特にですね、訪問をして、これもひとつの収納に関わっての相談なわけですけれども、そういう相談を訪問してやるといった中で納付を誓約するといった方法。

あるいはまた、やっぱりいろいろ経過がありますから、来てもらって保育所の中で、ある時間を指定してですね、来ていただいた中で所長立ち会いの下で、私が相談をします。そしてその中で、具体的に1か月くらい。もちろん、現年度に絡む人については現年度分を払うかたちを前提にしながら、更に古いやつについてはいくらというような方法で、さきほども言いましたように、納税収納相談、これを中心にして納めていただいている。その中の、さきほども言いました少額でありますけれども、計画的な分納をしているということでございます。

それからもう1点、全く払わないそういう該当者はいるのかというような意味でお聞きをしたわけですが、これは現在はおりません。若干遅れたかたはありましたけれども、その後納付をいたしまして、全くゼロというかたはございません。それなりの分納体制を誓約しましてですね、払っていただいているという状況にあります。

◎千葉正博委員長 村中建設課長。

◎村中隆雄建設課長 お答えいたします。町営住宅の管理条例の40条にもございますけれども、住宅の明け渡し請求というのがやはり40条の中にございまして、その中で家賃を3か月以上滞納したときには、明け渡しを請求するということが明記されてございます。現在のところ、建設課といたしましては明け渡し請求をした事例はございません。

次に、保証人のことでございますけれども、保証人につきましては、以前から入居するときには必ず、以前は保証人、現在のところは連帯保証人ということで保証人制度をとってございます。当時は全部の入居者についてとっていたわけでございますけれども、中には死亡ですとか、町外に転出したりなどで、不在になっている事例がございまして、現在、私どもでおさええているのは726戸現在ございまして、その内、空き家が43戸ございます。でも、実質的に683戸のかたが入居されておりますけれども、40名程度はですね、保証人が死亡したり、転出したりなんかして、不在となっているわけでございます。

中身を見ますと、やはり現在滞納者が29名ほどございますけれども、そのうちの滞納者についてですね、やはり保証人がいない率が多くございまして、約3割強が保証人がいないということが実態でございます。

それと、連帯保証人のほうから保証人をやめたいということにつきましてはですね、あくまでもこれは入居者からの申請行為でございまして、入居者がこのかたからこのかたに保証人を替えたいということは可能ですけれども、連帯保証人側からはですね、そういうことは、やめるといえることにはできないということで考えてございます。

◎千葉正博委員長 吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 公営住宅のことに關してですけれども、いろいろとまじめに払っていたかたと、それから、滞納するかたと、額が多い。不納欠損してもこの額は多いと思います。

私は、ある町が今、条例改正で、公営住宅じゃないですけれども、水道も水を止めちゃうというような条例改正をしているのを聞いたことがございます。もうそろそろ公営住宅も、ただ入居してお金払わないでも、ずっと入居してられるという時代は、もう終わったのかなと。だから、町もですね、1回くらいは勧告して、あんたもう出ていけ、という人はですね、出さないといつまでたっても払わない人は払わないんだわ。役場の職員の人々の努力も私は見ているけれども、意識の薄い人に、払えって言ったってね、それは、自分で貸した金なら真剣に取るかもしれないけど、役場の人々の自分で貸した懐の金じゃないからね、いっしょうけんめいさは分かるけれども、相手に熱意が通らない。

だからもう、出すより方法ないと私は思うんだけど、助役さんどう思いますか。町長よろしくお願いします。

◎千葉正博委員長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 今回の監査意見の中でもご指摘されておりますし、また、吉川委員から、各分野にわたってご質問いただいたとおりでありまして、やはりこの、税ないし使用料、その他、町への納付金につきましては、負担の公平性という点から考えても、非常に大きな問題があると考えております。

最近、公営住宅の滞納者、その他含めて、自治体でもですね、かなりの強制力を持った滞納処分といいましょうか、そういうようなところに乗り出してきている自治体も出てきております。年々その額が大きくなってきているというふうな現状を考えるとですね、やはりある程度、強い姿勢で臨んでいかなければ、この問題は将来に向かって解決しないと考えております。

したがって、今後のそうした滞納整理の在り方というものについてですね、もう一度私ども、法的な問題も出てまいるわけでありまして、そうしたことも含めてですね、なおいっそう努力していきたいと考えております。

今お話しのありました、水道の給水停止と、これはもう本町においてもやっております。これは実は非常に効果が上がるわけでありまして、その通告をいたしますと、もう収まってくると、こういう実態もあるわけでありまして、したがって、ちょっと厳しいかもしれませんが、ある程度の強制力を持って今後は対応していかざるを得ないのではないかと、そのように考えております。

一般会計 歳入 第12款 国庫支出金・第13款 道支出金

◎千葉正博委員長 次に進みます。33ページ下段から48ページ下段まで第12款、国庫支出金及び第13款、道支出金全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

一般会計 歳入 第14款 財産収入～第20款 特別地方消費税交付金

◎千葉正博委員長 次に進みます。47ページ下段から64ページまでの第14款、財産収入、第15款、寄附金、第16款、繰入金、第17款、繰越金、第18款、諸収入、第19款、町債、第20款、特別地方消費税交付金の歳入終わりまで一括ご発言くださ

い。吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 52ページですね、第1節で、陶芸用の材料売り払いと、陶芸作品売り払い代がだいたい毎年このぐらいの金額が入ってございます。これは、売り払いの金額だけが入っておりますけれども、陶芸のところには、在庫がたくさんございます。

在庫の金額をなんぼあるって、捉えているか、捉えていないか。なんぼある中でこっだけ売ったっていう、在庫の捉え方ひとつご答弁願いたいと思います。

◎千葉正博委員長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 製品の在庫の関係ですね。製品の在庫については、今ちょっと手元に資料ございませんので、後ほど答えさせていただきたいと思います。

(「そしたら次の質問かないね」の声あり)

◎千葉正博委員長 暫時休憩いたします。

(宣告 15時22分)

◎千葉正博委員長 休憩を解き再開します。

(宣告 15時35分)

◎千葉正博委員長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 陶芸センターの在庫の関係ですけども、在庫は9月5日現在で、2千357点の182万2千200円の在庫を持っております。

(「材料は」との声あり)

材料もちょっと。製品だけなんで。

◎千葉正博委員長 吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 作品の在庫管理されてるって聞いて、ほっとしております。ただ、年間にですね、職員が作る製品と、それから売り上げが170万円あるのと、じゃあ職員が作るのはだいたい年間170万円ぐらいのものしか作っていないのかどうかっていうことなんですよ。

だから、そうすると、あそこの陶芸センターには、毎年職員の給料としてなんぼいってらかっていったら、おおよそ800万円から900万円くらいは入っているんじゃないかなと。だから、その中で、陶芸の作品の売り払いがこのぐらいの金額だったらこれからはやっぱり陶芸そのものをですね、考えていくことも仕方がないのかな。職員の人々がたが年間なんぼ作って、製品を作って、なんぼ売り上げるという目標設定が、私は足りないんじゃないかなって思っております。そんなんで課長ひとつご答弁を願いたいと思います。

◎千葉正博委員長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 在庫と、職員の作る人件費とか、いろいろな経営状況のことなんですけど、私自身は、数よりも何か新しい作風というんでしょうかね、そういう目新しいものっていうんですか、そういうものを研究していく必要があると思うんですね。

しんとくの陶芸センターを造った時分は、焼き物にしましても、新得町内には民間はなかったというふうに思っておりますので、最近は各町村にもそれなりにありますし、新得町内にも民間でやられるかたが何人かいると、そういうような状況で、そういう焼き物の製品にしましても、ある程度各家庭にも、それなりに好きな人は持っているんじゃないかなということだと思いますと、やはり新しい物を作りだしていくというそういう

努力が必要でないかなということ、今年の夏から同じ物ばかりを作るのではなくて、何か新しいものをとということ、やらせておりますし、今回ちょっと二つほど新しいものもまた作っておりますので、そういう努力をしていきたいというふうに思います。

◎千葉正博委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎千葉正博委員長 これをもって一般会計を終わります。

国民健康保険事業特別会計 歳入歳出全般

◎千葉正博委員長 続いて、特別会計の審査に入ります。224ページをお開き願います。国民健康保険事業特別会計、224ページから254ページ終わりまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎千葉正博委員長 これをもって国民健康保険事業特別会計を終わります。

老人保健特別会計 歳入歳出全般

◎千葉正博委員長 次に進みます。老人保健特別会計256ページから268ページ終わりまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎千葉正博委員長 これをもって老人保健特別会計を終わります。

介護保険特別会計 歳入歳出全般

◎千葉正博委員長 次に進みます。介護保険特別会計270ページから288ページ終わりまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎千葉正博委員長 これをもって介護保険特別会計を終わります。

営農用水道事業特別会計 歳入歳出全般

◎千葉正博委員長 次に進みます。営農用水道事業特別会計290ページから302ページ終わりまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎千葉正博委員長 これをもって営農用水道事業特別会計を終わります。

簡易水道事業特別会計 歳入歳出全般

◎千葉正博委員長 次に進みます。簡易水道事業特別会計304ページから316ページ終わりまでの歳入歳出全般についてご発言ください。吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 簡易水道事業の監査意見書読まさせていただきましたら、4ページです、ね、受益者負担の原則に基づき、水道料金の値上げについても検討の時期に来ていると、このように監査意見書が出ております。

私も新得町の水道事業、いろいろと町が町民の皆様がたに美味しい水、美味しい安全な水、また健全供給をするというものに努力してですね、いろいろな施設を造られて、これからの新得町どんなに暑くなっても、水の供給だけは大丈夫なのかなって思っております。

それには、相当の予算をこの2年間によって、作られております。私も、この監査意見と同じように、もう町はそろそろ我慢する時期じゃないんじゃないかなと。水道料金も少々値上げしなければいけない時期に来てると私は思うんですけども、課長ご答弁よろしくをお願いします。

◎千葉正博委員長 常松水道課長。

◎常松敏昭水道課長 水道料金についてお答えいたします。今、簡易水道事業の関係でご質問ございましたけれども、大きなものは、上水道会計だと考えてございまして、上水道会計、それから簡易水道会計、営農用水道会計、すべて同じ料金体系で徴収をしております。

今、事業を実施しましたのは、上水道会計で事業、沈殿地、配水池等も事業やってございますけれども、確かに料金は、十勝管内で一番安い料金でございまして、今それぞれ支払い関係、一般会計から1億2,800万円借り入れしてございますけれども、その件は推計なり、支払い関係を推計してございますけれども、おおよそ、平成17年度ぐらいには、そろそろ準備段階にはいるのかなという考えを持ってございます。

◎千葉正博委員長 吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 今の言われかただったら、値上げの意向は持ってるけど、当面は我慢というご答弁だと思いますけれども、行政が値上げしないというのに一議員がですね、水道料金値上げしれ、値上げしれと言ったら、また昔、私も行政が値上げしない、私は金取れっていうのと同じようなことで、おかしいかなって思いますけれども、新得町の水、安いと思います。

ですから、いっぺんにボンと上げるのは非常に苦労するかなと。私はそのように思っております。

行政は行政の考え方があって、何年度には値上げしたいという意向で運営をされていくんですけども、私はもうちょっと年度を早めていいんじゃないかなって思っております一人でございます。ご答弁いりませんけれども、こういう意見があるっていうのを頭の中に入れていただいて、料金設定よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎千葉正博委員長 これをもって簡易水道事業特別会計を終わります。

公共下水道事業特別会計 歳入歳出全般

◎千葉正博委員長 次に進みます。公共下水道事業特別会計318ページから338ページ終わりまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎千葉正博委員長 これをもって公共下水道事業特別会計を終わります。

一般会計・特別会計 歳入歳出全般

◎千葉正博委員長 以上もちまして一般会計、特別会計ともに審査が終わりますが、ここで全般を通じて、もし発言漏れがありましたらこの際お受けいたします。藤井友幸委員。

◎藤井友幸委員 質問漏れをいたしました。157ページ、負担金及び補助金の関係で、木材振興事業ということで、19万円出てございます。平成11年も19万円出ているわけでございますが、この事業内訳というかですね、その辺についてご説明をいただきたいと思ひます。

◎千葉正博委員長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 木材振興事業の関係でございますけれども、これは事業の19万円の内訳といたしましては、東北北海道木材協会新得支部への活動費の助成でございます。

東北北海道木材協会新得支部につきましては、新得営林署が発足したときにですね、昭和29年ですか営林署の取引のあるところで組織されたところでございます。現在は、10社が入っておりますが、ご存じのとおり、営林署が屈足からなくなりましたし、木材そのものも、取引は屈足地域では少なくなっておりますので、東北北海道木材協会の今年度の新得支部での総会では、当初の発足したときと、目的がだいぶ変わってきたということで、平成13年度につきましてはこのままで活動しますけれども、平成14年度につきましては、営林署という会議じゃなくて、違う方向で、町の林業振興のということで、協議会なんかを検討したいというお話しを聞いております。

現在、事業活動の状況ですけれども、林業に関する研修だとか、各種大会の出席だとか、山火予防だとかそういう関係の活動をいたしております。

◎千葉正博委員長 藤井友幸委員。

◎藤井友幸委員 端的に言えばですね、その木材協会の運営費に充てられているのかなと思います。

そういうことで関連しましてご質問するわけですけれども、今10社と言いましたけれども、製材工場はですね、屈足に今4社ですね。それが10月には1社になる、閉鎖をすると。非常に木材業界並びに製材業界は、厳しい現況が伝わってきているわけでございます。

そのようなことで、19万円が安い高いは別としましてですね、今後その木材業者、製材業者の振興策というのを含めましてですね、今後その辺をどのように対応するのか、お知らせをいただきたいと思います。

◎千葉正博委員長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 今の木材協会の関係ですが、この東北北海道木材協会につきましては、製材工場ばかりでなくて、林業に関するという会社も含んでおりますので10社ということになっております。

ただいまお話しのありましたように、この秋に1社が閉鎖をするということで、製材工場そのものは3社ほどに、屈足地区ということですね、なるわけなんですけれども、木材業界のかたがたにお聞きしますと、最近外国の材料に押されて、たいへん厳しい状況にある。そして、屈足、新得っていうんですかね、地元の山そのものから木材が出てこないから、逆に大きい港から材料運搬してきて製材するというので、逆にいえば昔と逆になって、山元っていう時期があったんですが、現在は逆になってしまったということで、業界のかたのお話ししますと、そういう意味ではコストがたいへんかかるということで、そういうことで、コストがかかればその分だけ経営を圧迫するわけなんですけれども、製材にしましても何か加工したというか、付加価値を付けるようなですね、何かそういうものを考えられればいいのになとは思いますが、公共事業も削減されつつありますので、そういう意味では木材の使用もかなり減るのではないかなということで、具体的な振興策がこれだというのはただいまちょっと持ち合わせてございません。

◎千葉正博委員長 藤井友幸委員。

◎藤井友幸委員 それでは、屈足地域のことでいえば、製材工場、これは唯一の、なんていうか雇用の場でないかと思うわけで、それと同時に営林署が閉鎖をして事業所がなくなる。非常に地域としては、なにか一抹の寂しさと、今後の地域の経済についてです、非常に不安に思うわけでございますけれども、いかんせん、時代の流れっていうことかな、そういうふうに思えば、やむを得ないのかなと思いますけれども、その辺はですね、何か今閉鎖された工場であれば、それに代わる受け皿探しとかですね、そういうようなことを町はやっぱり努力をする必要があるのかなと思いますけれども、その辺実際どんなお考えでございますか。

◎千葉正博委員長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 今、藤井委員ご質問のとおり、木材業界全般がおかれている経営状況といましようか、たいへん厳しいものがあると私もそのように認識をいたしております。しかし、これは大きな視点で見ますと、ある意味では恒常的なものであります。したがってそこにですね、行政の力で何かをとというのは、非常に難しさがあるのではないかと。

以前、新得の木協の中でも、将来だんだん先細になってくるから、例えば地元の業界が知恵と力を出し合ってますね、例えば、プレカットの工法で建築材を移出していったいいのではないかというふうな、積極的なお話しがございました。

私も、そういうふうなですね、地域が具体的な取り組みをして、それに対して行政が一定の力を貸していくと。こういうことになりますと、非常に私どもも、振興策として打ちやすいわけでありまして、ただいま藤井委員からご質問のあるように、何となく振興策はないかと、こういう状況の中では打つ手がですね、全体がそういう状況にありますだけにですね、難しいものがあると考えております。

ただ、10月末をもって屈足地域の1社が閉鎖のやむなきに至ったということでありまして、先般、大阪本社から社長さんもおいでになりまして、私どももそれ以後の受け皿、その他含めて、再活用の方法について話し合いをいたしたわけでありまして、残念ながら、現段階においてその受け皿の見通しを持っておらないと。これはあくまでも経済活動でありますので、無理にやらせて、またその状況がおかしくなってもという問題もございまして、もう少し、10月末で閉鎖する1社についてはですね、今後の本社の動きというものを見ていきたいと思っております。

◎千葉正博委員長 ほかに。菊地康雄委員。

◎菊地康雄委員 町長が再選なされて、また、今までの全町公園化ということのを、より徹底してまちづくりの中心に添えて、まちづくりを行っていかれるのかなと思うわけですが、その基本的なこととしてですね、町の中に花もどんどん増えていきますし、もっと増えてもいいかなと思う気持ちも強いわけです。ただ、そこで視点をちょっと変えてですね、もう少し根本的な部分で全町公園化に沿っているかどうかということについてお聞きしたいのですけれども。

学校関係のように公務補さんがいるところでは、それを責任を持って環境整備が行われているわけですが、町の直営の公共施設のですね、周辺の環境整備については、どのように徹底をされているのかお聞きしたいと思います。

◎千葉正博委員長 鈴木助役。

◎鈴木政輝助役 お答えを申し上げます。町の施設それぞれたくさんありますけれども、直営でやる部分、若しくは委託でやる部分と二通りでやっております。

◎千葉正博委員長 菊地康雄委員。

◎菊地康雄委員 直営、委託両方があるということですが、その中でですね、中には、ちょうど直営のような、委託のような中途半端な施設もあると思うんです。

それですね、年に一度でいいですので、それぞれの町の施設ですね、きちっと環境整備ができていのかどうか、確認をするということ、今一度必要かなと思うわけですね。それをすることによって、町民にも全町公園化に向けてより環境整備に力を入れてほしいという言い方もできるでしょうし、本家本元のところでほったらかしにしておいて、お願いということにもならないと思いますので、今一度徹底をお願いしたいと思います。

◎千葉正博委員長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 分かりました。公共施設全体がですね、少なくともこれは環境整備という点では、町民の模範になるべき立場にあるわけでありまして、そうした面では今一度心して点検を試みたいと考えております。

その前段で、花いっぱいというお話しがございまして、実は、お隣の鹿追町で、まさにその花で埋め尽くされるまちづくりがなされていると。私もすぐさに見せていただきまして、非常に大きな感銘を受けたわけでありまして。これは、行政もさることながら、住民のですね大きな盛り上がりの中であれが成功していったなど、そういうふうを感じております。

したがいまして、今後、身近な町で、今後ともそうした事業が続いていくと考えておりますので、本町にあっても隣町でありますので、いい意味の刺激を受けてですね、何とかそういう方向を住民と共に目指していければと、そんな気もいたしているところであります。

◎千葉正博委員長 松尾為男委員。

◎松尾為男委員 13年の補正のところにね、これからやるんでしょうけれども、歳入の30ページのですね、保健衛生使用料の葬斎場の2万円についてですね、内容的にちょっと教えてください。

◎千葉正博委員長 高橋住民生活課長。

◎高橋昭吾住民生活課長 お答えいたします。この葬斎場につきましては、町外の人が新得町の葬斎場を使用する際にもらう使用料でございまして、1件あたり5千円の4人分であります。

◎千葉正博委員長 松尾為男委員。

◎松尾為男委員 それですね、先月、13年の補正でやるんでしょうけれども、葬斎場の工事中でありましたね、先月。

それで、うちの町内でもその時ちょうど葬儀がありまして、当初は新得の葬斎場は使えないと、清水でお願いしますと言われまして、清水を問い合わせたらですね、ここも満杯ということで、鹿追のほうに移送するということになりました。

それですね、ここも新得町のですね、他町から5千円もらっているのは、本人からだと思いますけれども、新得もですね、本人が鹿追町に使用料を払っているわけです。本人はですね、たいへん、なんといいですかですね、不満といいですか、なんで町民が新得町の葬斎場を使えないときに、自分で金を出してですね、そっこのほうに金を出さなきゃならんか。なおかつですね、新得で移送する場合はですね、葬儀屋さんのほうで安いんですよ。葬儀全体の中では、移送料はごくわずかということなんですけれども、これ

またですね、鹿追はまた遠いんですね。笹川のほうにありますから。そうすると、移送料はですね15万円取られるんですよ。そうするとですね、その本人はたいへん不満なんですよね。

たまたまあの時、日曜日に重なってまして、役場のかたたちも全員いなかったもんですから、窓口業務でね、住民生活課長もいないというところで、渋々といいですか、どうなってるのかなということ。向こうにですね、支払いしないと焼いてくれませんかから、そういうことで移送しましたけれども、たいへん町内会としてもですね、お手伝いしていても、なんか気の毒でですねならなかったんですよ。

それでですね、こうして他町のやつも新得で扱うということになればですね、それこそ広域連携でですね、お互いに行政側で負担するか、例えばですね、項目ないんですけども、新得のかたが鹿追に行った場合には、見舞金というか、そういうかたちでもなるか、それとも各町がですね、お互いに連携しあってですね、どこでも、新得、清水から来たときも無料ですよ。こっちから、清水へ行ったときも無料ですよ。まさにこの広域連携をですね、やれないものかですね、お伺いします。

◎千葉正博委員長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 火葬場、本町の場合2基ございまして、それだけに、滅多にですねご不便をおかけすることがなかったかと思いますが、たまたま今回、炉の改修というようなことで、その時にぶつかったという事例だと考えております。

松尾委員ご指摘のとおりですね、町の都合によって使えなかったと。それで、よその町へ行かざるを得なかったと。そこで、一定の料金を負担するということは、やはりちょっと矛盾があるのではないかと、そのように考えております。

したがって、そういう特別な場合の手当を考えるか、あるいはまた、今ご指摘のありますように近隣町村の広域連携というふうな中で、将来に向かって解決していくのがいいかですね、今後の課題として検討させていただきたいと思っております。

◎千葉正博委員長 松本委員。

◎松本諫男委員 245ページの19節の柔道整復なんていうのかな、これはどういうものなのかちょっとお願いいたします。

◎千葉正博委員長 暫時休憩いたします。

(宣告 16時04分)

◎千葉正博委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 16時04分)

◎千葉正博委員長 高橋住民生活課長。

◎高橋昭吾住民生活課長 柔道整復費というのは、白鳥さんでやっている、あん摩の関係のほうの整復のほうです。

(「けいらさんではないの」の声あり)

けいらさんではないです。針、麻酔も入ります。

◎千葉正博委員長 吉川幸一委員。

◎吉川幸一委員 午前中最後に、職員のモラルという面でしゃべらせていただくと、しゃべっておりますけれども、決算は最後紛争しちゃうと失礼なかがいらっしゃるかなと、そんなんで、違う観点でしゃべらせていただきたいなと思っております。

私この収入、予算から、この決算書を見まして、非常に職員のかたがたは、細部にわたって素晴らしい決算をされたなど、そのように思っております。

これをまとめたですね、収入役が今月いっぱい辞められると。私は収入役が職員の時、課長の時、また、収入役になったときもですね、一町民、一議会としてずいぶんいっしょうけんめい面倒を見ていただいた。そういう面では、たいへん感謝している一人なんでございますが、今回そば工場に引っこ抜かれたというのは、なんで止めていただかなかったのかなと、私は思っている一人でございます。

本当に、いろいろな面で気がついて、いろいろな面でいろいろお世話になった収入役でございますが、そば工場へ行ってもがんばっていただきたい。

それから、他の職員の人、収入役のすばらしさというのは十分皆さんが知っていると思います。町民に対してですね、気遣い、心遣いというものは素晴らしいものがあったと思います。みんな、そういうのをですね、真似ていただきたいなど、そのように私思っており、収入役、この議会が終わって、役場退職されるわけですけれども、新天地へ行っても頑張ってくださいと。これをいうとですね、前のやつがごちゃごちゃって言うと、モラル言うとおかしくなるもんですから、これを言わさしていただいて私の最後の締めになります。

◎千葉正博委員長 これをもって審査を終わります。

それでは本件について採決に入りますが、採決に入る前に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎千葉正博委員長 これをもって討論を終結します。

それではこれより認定第1号、平成12年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを採決をいたします。

本件については、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎千葉正博委員長 挙手全員であります。よって本件についてはこれを認定することに決しました。

閉会の宣告(各会計)

◎千葉正博委員長 以上をもって、本委員会に付託されました案件審査は終わりました。よって、平成12年度新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を閉会いたします。

(宣告 16時09分)

開会の宣告(水道事業会計)

◎千葉正博委員長 ただいまから水道事業会計決算特別委員会を開催いたします。

(宣告 16時09分)

◎千葉正博委員長 それでは本委員会に付託されました認定第2号、平成12年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件の内容審査に入る前に本決算書の提出者から決算報告書、事業報告書及び付属資料についての概要説明を受けてから、内容の審査に入りたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎千葉正博委員長 それでは決算報告書、事業報告書及び付属資料についての概要説明を求めます。常松水道課長。

[常松敏昭水道課長 登壇]

◎常松敏昭水道課長 平成12年度新得町水道事業会計決算書についてご説明申し上げます。

決算報告書1ページにまいりまして、収益的収入及び支出の収入、第1款、水道事業収益、8,786万9千620円。支出では第1款、水道事業費用5,907万4千521円となっております。

次のページにまいりまして、資本的収入及び支出でございます。収入では一般会計からの長期借入金1億2,800万円でございます。資本的収入額が資本的支出に対して不足する額、9,108万6千650円は、過年度分損益勘定留保資金、1,253万8千140円、当年度分損益勘定留保資金、1,142万715円、減債積立金取崩し額101万2千890円、建設改良費積立金取崩し額、5,574万2千505円、当年度消費税資本的収支調整額、1,037万2千400円で補てんしております。

次に財務諸表3ページにまいりまして、平成12年度損益計算書でございますが、収支の営業収益では7,563万628円、営業費用では5,698万7千213円、差し引き営業利益、1,864万3千415円。収支の営業外収益費用では、支払利息40万7千964円、差し引き1,847万9千194円。特別損失といたしまして、過年度損益修正損としまして5万9千350円となっております。当年度純利益では1,842万2千699円、これに前年度繰越利益剰余金、10万377円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は1,852万3千76円となっております。

次に4ページにまいりまして、平成12年度の貸借対照表でございますが、資産の固定資産は有形固定資産、無形固定資産を合わせまして、固定資産合計では4億4,306万5千836円。流動資産では現金及び預金、未収金、貯蔵品合わせまして流動資産合計では6,348万8千634円。資産合計では5億656万4千470円でございます。

5ページにまいりまして、負債の流動負債は未払金、預り金、合わせまして流動負債合計では56万1千323円。資本金は自己資本金、借入資本金、合わせまして資本金合計は3億5,038万2千169円でございます。剰余金では資本剰余金、利益剰余金、合わせまして剰余金合計では5,934万1千924円。負債資本合計、5億656万4千470円でございます。

次に6ページにまいりまして、平成12年度剰余金計算書でございます。減債積立金は、432万1千73円となっております。利益積立金は37万9千円、建設改良積立金は3,611万8千775円、積立金合計では4,081万8千848円となっております。前年度未処分利益剰余金は2,181万6千340円。前年度利益剰余金処分額、2,171万5千963円、繰越利益剰余金年度末残高は10万377円。当年度純利益は1,842万2千699円。当年度未処分利益剰余金は1,852万3千76円でございます。

資本剰余金では受贈財産評価額、国庫補助金、一般会計補助金とも増減がございません。

平成12年度新得町水道事業剰余金処分計算書でございますが、当年度未処分利益剰余金、1,852万3千76円から、利益剰余金処分額といたしまして、減債積立金に

70万6千963円、利益積立金に22万3千円、建設改良積立金に1,749万円、合わせまして1,841万9千963円となっております。翌年度へ繰り越す利益剰余金は10万3千113円となります。

次に財務諸表、付属資料でございます。8ページにまいりまして、収益費用明細書を記載しております。給水収益の料金収入では7,103万924円となっております。収益合計では、7,587万7千226円となっております。

次に9、10ページにつきましては、費用の明細を記載いたしております。

11ページにまいりまして、固定資産明細書では、構築物、機械及び装置でございます。

12ページでは企業債明細書ですが、新規借入をしております。年度末未償還残高は1億3,232万1千73円となっております。

13ページにまいりまして、積立金計算書でございます。減債積立金、建設改良積立金の処分額と、年度末残高を記載いたしております。

次に14ページにまいりまして事業報告でございます。収益的収支は、収入7,587万7千226円に対し、支出は5,745万4千527円で、当年度純利益は1,842万2千699円、前年度繰越利益剰余金10万377円合わせまして、当年度末処分利益剰余金は1,852万3千76円となりました。

定住対策の団地造成等で、人口が増えているのと、下水道の普及により、水需要が増えております。今後とも効率的な事業経営を基本とし、諸経費の節減と、業務の効率化を図り、経営の健全化と安定した水の供給に努めてまいります。

次に15ページでは、資本的収支で原水調整池の建設に伴い2億1,908万6千650円の建設費については、一般会計から長期借入金、1億2,800万円、不足する額9,108万6千650円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金の取り崩しと、当年度消費税資本的収支調整額で補っております。

次に16ページにまいりまして、議会の議決事項では4件の議決をいただいております。職員に関する事項では、職員の数、現況と、17ページでは、職員の給与の内訳を記載しております。

次に18ページでは、工事の施工状況について記載いたしております。

19ページでは、委託業務の状況を記載しております。

20ページでは、業務といたしまして、業務量を記載しております。

21ページでは、事業収入に関する事項、事業費に関する事項を記載いたしております。

22ページにまいりまして、付帯事項といたしまして給水装置工事の内訳を記載しております。

23ページでは、費用の構成比の内訳を記載しております。給水原価94円09銭となっております。

次に別冊の資料にまいりまして、6ページでは十勝管内の水道事業家庭用料金調べを記載いたしております。新得町は10立方メートルで1千100円となっております、管内で一番安い料金となっております。管内平均10立方メートル当たりで、2千99円となっております。

次に7ページでは、道内水道事業家庭用料金調べでは3番目に安い料金となっております。

ます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

[常松敏昭水道課長 降壇]

◎千葉正博委員長 以上で説明が終わりました。

それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎千葉正博委員長 ないようですので、これをもって質疑を終わります。

それでは本件について採決に入りますが、採決に入る前に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎千葉正博委員長 これをもって討論を終結します。

それではこれから認定第2号、平成12年度新得町水道事業会計決算認定について採決いたします。

本件について、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎千葉正博委員長 挙手全員であります。

よって本件については、これを認定することに決しました。

閉会の宣告(水道事業会計)

◎千葉正博委員長 以上をもって、本委員会に付託されました案件審査は終わりました。

よって平成12年度新得町水道事業会計決算特別委員会を閉会いたします。

本日はこれで散会いたします。たいへんご苦労様でした。

(宣告 16時21分)

町議会委員会条例第25条第1項の規定により署名
(または記名押印)する。

臨時委員長

委員長

副委員長

平成12年度新得町各会計歳入歳出・平成12年度新得町水道事業会計
 決算特別委員会会議録目次

第1日(13.9.13)

開会及び開議の宣告	2
委員長の互選	2
副委員長の互選	2
散会の宣告	3

第2日(13.9.19)

開議の宣告(各会計)	6
平成12年度新得町各会計歳入歳出	
・総括質疑	6
・一般会計	
歳出	
第1款 議会費・第2款 総務費	7
第3款 民生費	15
第4款 衛生費・第5款 労働費	16
第6款 農林水産業費	17
第7款 商工費	25
第8款 土木費	27
第9款 消防費	33
第10款 教育費(第1項 教育総務費から第4項 幼稚園費)	37
第10款 教育費(第5項 社会教育費から第6項 保健体育費)	41
第11款 公債費・第12款 諸支出金・第13款 予備費	44
歳入	
第1款 町税から第11款 使用料及び手数料	44
第12款 国庫支出金・第13款 道支出金	49
第14款 財産収入から第20款 町債	49
・国民健康保険事業特別会計	51
・老人保健特別会計	51
・介護保険特別会計	51
・営農用水道事業特別会計	51
・簡易水道事業特別会計	51

・公共下水道事業特別会計	5 2
・一般会計・特別会計 歳入歳出全般	5 2
閉会の宣告（各会計）	5 7
開会の宣告（水道事業会計）	5 7
平成12年度新得町水道事業会計	5 7
閉会の宣告（水道事業会計）	6 0